農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

目次

\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
〇 附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行規則(平成十七年内閣府・農林水産省令第三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律	○ 農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	府・大蔵省・農林水産省令第四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 農業協同組合法施行令第六十二条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令(平成十二年総	省令第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省・農林	○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
187	182	施	126	125	理	108	水産	54	1

0 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大 蔵 省

るもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象 規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げ 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

											h-h-		
合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三	第二百四十二号)第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組	定貯金等」という。)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律	ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等(ハを除き、以下「特	[イ・ロ 略]	上になると見込まれること。	る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以	二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ	一 [略]	る。	務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとす	第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	改 正 後
	第二百四十二号)第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組	定貯金等」という。)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律	ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等(ハを除き、以下「特	[イ・ロ 同上]			二 [同上]	一 [同上]			第十条の十四 [同上]	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	改正前

十四号)第二十九条に規定する特定預金等 預金等及び株式会社商工組合中央金庫法 年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等 第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八 定預金等、長期信用銀行法 和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特 (平成十三年法律第九十三号) 第五十九条の三に規定する特定 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法 (昭和二十七年法律第百八十七号) (平成十九年法律第七

「ニ~ト

三 [略]

(組合の個人利用者情報の安全管理措置等)

第十四条の三 はその委託先の監督について、 の安全管理、 正を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報 従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に 当該情報の漏えい、滅失又は毀損

(組合の利用者に関する特別の非公開情報の取扱い)

第十四条の五 略

(従属業務等)

第三十五条 略

法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、 次

> 平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預 四号)第二十九条に規定する特定預金等 金等及び株式会社商工組合中央金庫法 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、 法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等 十七条の二に規定する特定預金等、 預金等、長期信用銀行法 二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定 (昭和二十七年法律第百八十七号) 第 労働金庫法 (平成十九年法律第七 農林中央金庫法 (昭和二十八年

[ニ〜ト 同上]

三 同上

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第十四条の三 防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 はその委託先の監督について、 の安全管理、 組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報 従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に 当該情報の漏えい、 滅失又はき損

(特別の非公開情報の取扱い)

第十四条の五 同上

(従属業務等)

第三十五条 同上

2 同上

第五十七条の四 八 会計監査人設置会社 (会社法第二条第十一号に規定する会計監 省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 に掲げる業務(農業協同組合のために行う場合を含む。)とする。 [一~六 略] [一~一の七 三~三十一 。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に の八 特定信用事業電子決済等代行業(法第九十二条の五の二第 (許可申請書のその他の添付書類) 二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ 内容を記載した書面 事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の 査人設置会社をいう。第五十七条の三十一の二十九第一号へにお 時における貸借対照表又はこれに代わる書面 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 規定する電子決済等代行業に係る業務 いて同じ。)であるときは、 を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 略 略 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務 許可の申請の日を含む事業年度の前 第五十七条の四 [3~7 同上] 八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監 [一~六 同上] 三~三十一 同上] 九~十三 [号を加える。] 一〜一の七 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 (許可申請書のその他の添付書類) する会計監査報告の内容を記載した書面 を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定 査人設置会社をいう。)である場合にあっては、許可の申請の日 時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面 を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 同上 同上 同上

十四四 項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

十四四

礎

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基

(財産的基礎

面

項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書

前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

第五十七条の六 略

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十七条の七 務支局長(以下 五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げ 第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財 「金融庁長官等」という。)は、 法第九十二条の二

る事項を審査するものとする。

要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められるこ 定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、 特

定信用事業代理行為 務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、 者を除く。)であるときは、 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う (当座貯金の受入れを内容とする契約の締 その行う特定信用事業代理業の業 、特別特

第五十七条の六 同上

、特定信用事業代理業の許可の審査

第五十七条の七 務支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、 事項を審査するものとする。 第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第 五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財 法第九十二条の一

[一·二 同上]

同上

1 務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、 者を除く。)であるときは、 定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う その行う特定信用事業代理業の業 特別特

該(1)又は(2)に定める者であること。

該(1)又は(2)に定める者であること。

該(1)又は(2)に定める者であること。

(2)に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じ、当所の統結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。以下がの統結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。以下がの統結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。以下がの統結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。以下がの統計である。

れる者 ・ 一、当座貯金業務を的確に遂行することができると認めらって、当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であり、当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

「削る。」

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼当業の能力を有すると認められる者であることがあらかじめ決められての能力を有すると認められる。 第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。)であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合じ。)であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業の能力を有すると認められる者であること(申請者が兼業業の能力を有る対象に係る規格化された貸付商品(資金額を行わない場合を除く。)。

それぞれ一名以上は、 当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に 場合にあっては、 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該特 代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者である を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうち な知識を有する者に限る。)を主たる営業所又は事務所に、 係る統括責任者 業代理業の業務を行う場合は、 こととし、一の営業所又は事務所においてのみ当該特定信用事 れぞれ配置していること。ただし、 おける当該特定信用事業代理業の業務を管理する部署を置いた おいて「従たる営業所等」という。)に他の従たる営業所等に 定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る (主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所 申請者が法人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う 人を含む。)であるときは、 を当該特定信用事業代理業の業務を行う営業所又は事務所 (当該特定信用事業代理業の業務に関する十分 当該部署を置いた従たる営業所等)ごとに、 、次の①又は②に掲げる特別特定信用事業 その行う特定信用事業代理業の 統括責任者を置くことを要しな 特別特定信用事業代理行為 (以下ロに

口

口

って、当座貯金業務を的確に遂行することができると認めらる者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であ当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある。

営業所又は事務所においてのみ当該業務を行う場合は、 内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとし、 それぞれ一名以上は、 者 指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該特 任者を置くことを要しない。 事業代理行為を行う場合にあっては、責任者及び統括責任者 る部署に、それぞれ配置していること。 る者に限る。)を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括す 定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る 個人を含む。) であるときは、その行う特定信用事業代理業の 申請者が法人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う (当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有す を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を 次に掲げる特別特定信用事業代理行為の ただし、 特別特定信 統括責

ると認められる者であること(申請者が兼業業務を行わない業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であっ

(1)

れる者

遂行することができると認められる者 の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上 出り、法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為

「削る。」

[ハ〜ホ 略]

兀

申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

ホ 働金庫法第九十四条第三項、 組合法第百二十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法 る場合を含む。)の規定により法第九十二条の二第一項の許 法律第六条の五第一項、 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、 十六条の五第一項の許可、 銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第 項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用す 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十二条の四第 長期信用銀行法第十七条、 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、 水産業協同組合法第百二十一条の四第 信用金庫法第八十五条の二第 協同組合による金融事業に関する 信用金庫法第八十九条第五項、 協同組合によ 水産業協同 一項の 一項 労

長官が定めるものである場合を除く。)。場合並に申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁

者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である(1)及び⑵以外の場合(資金の貸付業務に三年以上従事した)

[ハ〜ホ 同上]

兀

ホ

[イ〜ニ 同上] 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

許可、 働金庫法第九十四条第三項、 組合法第百二十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、 十六条の五第一項の許可、 る場合を含む。)の規定により法第九十二条の二第一項の許 法律第六条の五第一項、 項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用す 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十二条の四第 銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第 長期信用銀行法第十七条、 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、 水産業協同組合法第百二十一条の四第 信用金庫法第八十五条の二第 協同組合による金融事業に関する 信用金庫法第八十九条第五項、 協同組織によ 水産業協 一項の 項 労

第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第一中の規定により同法第二中で表別であり消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第三条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者でれた場合において、その取消しの日から五年を経過しない者である。

五 [略]

においては、次のいずれにも該当しないこと。 証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合い 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保

[イ・ロ 略]

五[同上]

六 [同上]

[イ・ロ 同上]

の他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒体に信用事業代理業の内容が、事業の用に供するための資金

第五十七条の二十七 [同上]	第五十七条の二十七 [略]
(廃業等の届出)	(特定信用事業代理業の廃業等の届出)
第五十七条の九 [同上]	第五十七条の九 [略]
(変更の届出)	(特定信用事業代理業に係る変更の届出)
	の所在地に復した場合
	二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前
	場合に限る。)
	在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな
	一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所
	令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
[条を加える。]	第五十七条の八の二 準用銀行法第五十二条の三十九第一項の主務省
	(特定信用事業代理業に係る変更の届出を要しない場合)
七 [同上]	七 [略]
[ニ・ホ 同上]	[二・ホ 略]
	水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。)。
	ると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林
除く。)。	信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があ
社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を	務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定
る可能性があると認められるものであること(申請者が保険会	る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業
属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われ	万円を上限とするものに限る。)であってその契約の締結に係

(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)

のとする。ただし、庁金者(去第九十二条の五の二第二項第一号こで定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるも第五十七条の三十一の十八 法第九十二条の五の二第二項の主務省令 [記

規定する貯金者をいう。以下同じ。)から当該貯金者に係る識別符のとする。ただし、貯金者(法第九十二条の五の二第二項第一号に「で定める行為に、同項第一号に携じる行為であって、沙に携じるも

第五十七条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。)を取得他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を号等(法第十条第一項第三号の事業を行う組合が、電子情報処理組

庁ら 一 貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う して行うものを除く。

る国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定す一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一

方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当四 貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手

締結しているもの に、当該行為に先立って、法第九十二条の五の二第二項第一号の で、当該行為に先立って、法第九十二条の五の二第二項第一号の 」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ 」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ 」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ は合と当該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を

、特定信用事業電子決済等代行業に該当する方法、

び金額に係る情報を当該組合に対して伝達する方法とする。
めの画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及させる為替取引を行うことについて当該組合に対する指図を行うた。
が金額に係る宣光は、貯金者の使用に係る電子機器の映像面に当第五十七条の三十一の十九 法第九十二条の五の二第二項第一号の主

ればならない事項)(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなけ

とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者に規定する特定信用事業電子決済等代行業者(同条第第五十七条の三十一の二十)法第九十二条の五の三第二項第三号の主

[条を加える。]

等代行業者をいう。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。)を含む。以下にの攻、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行いて同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行いて同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行いて同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行いて同じ。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものは限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

- 、次のいずれかに該当する者をいう。 前項に規定する「特定信用事業電子決済等代行業再委託者」とは
- 含む。)をする者組合に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託をけ、特定信用事業電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の、法第九十二条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受貯金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて
- 一 法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等の委託

[条を加える。]	第五十七条の三十一の二十三 法第九十二条の五の四第二項の主務省(組合による基準に含まれる事項)
[条を加える。]	関覧することができるよう公表しなければならない。 第五十七条の三十一の二十二 法第十条第一項第三号の事業を行う組 第五十七条の三十一の二十二 法第十条第一項第三号の事業を行う組 の組合による基準の公表方法)
[条を加える。]	(契約の公表方法) に閲覧することができるよう公表しなければならない。 第五十七条の三十一の二十一 法第十条第一項第三号の事業を行う組 の対ける事項を、インターネットの利用その他の適切な 方法により、特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の三 は契約の公表方法)
	同号の組合から当該情報を取得することの委託(二以上の段階に即場供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含り提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含めたる委託を含む。)を受けて、同号に規定す

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

のために行うべき措置 関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に 法第九十二条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事

執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務の一 法第九十二条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事

(認定の申請書の添付書類)

定める書類は、

次に掲げる書類とする。

第五十七条の三十一の二十四 令第四十九条の二第二項の主務省令で [

実施の方法を記載した書類次号及び第五十七条の三十一の四十六第六号において同じ。)の次号及び第五十七条の三十一の四十六第六号において同じ。)の認定業務(法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。

ことを明らかにする書類 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有する

礎を有することを明らかにする書類にあっては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基一 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

|第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第四十九条の

五.

第五十七条の三十 第五十七条の三十一の二十五 六 項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務 を有しない場合にあっては関東財務局))に備え置き、 福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所 局 営業所又は事務所。第五十七条の三十一の三十及び第六十一条第四 法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる 子決済等代行業者に係る名簿を農林水産省及び金融庁(金融庁にあ の作成した法第九十二条の五の八第二項の規定による届出をした電 該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き 済等代行事業者協会をいう。 っては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所 名簿の縦覧 者協会(法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決 (協会員名簿の縦覧 (特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る 当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、 公衆の縦覧に供するものとする。 を証する書面 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては その他参考となるべき事項を記載した書類 一の二十六 農林水産大臣及び金融庁長官等は、 以下同じ。)は、 認定特定信用事業電子決済等代行事業 その協会員名簿を当 当該婚姻前の氏名 公衆の縦覧 ・ そ [条を加える。 [条を加える。

に供するものとする。

(特定信用事業電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第五十七条の三十一の二十七 準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号の主務省令で 九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十七条の三十一 下この条及び第五十七条の三十一の二十九において同じ。)が法第 項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以 定める事項は、 次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事 法第九十二条の五の九第一項において

十八に規定する行為を除く。)を行う場合に限る。

に当該営業所又は事務所を有するときに限る。) 国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあっては、 に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(登録申請者が外 特定信用事業電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談 国内

特定信用事業電子決済等代行業の業務の一部を第三者に委託す 加入する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の名称

る場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先

の商号、 名称又は氏名及び所在地

他に業務を営むときは、 その業務の種類

2 第 項第三号の事業を行う組合、 水産加工業協同組合、 項第一号及び第四号に掲げる事項は、 水産加工業協同組合連合会、信用協同組 漁業協同組合、 銀行等 漁業協同組合連合 (銀行、 法第十条

中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協

十一の三第一項の登録申請書をいう。第五十七条の三十一の二十九 第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六 七条の三十一の二十九及び第五十七条の三十一の四十七第一項にお 同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連 において同じ。)に記載することを要しない。 いて同じ。)が登録申請者である場合にあっては、登録申請書(法 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。 第五十

(特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容及び方法)

第五十七条の三十一の二十八 法第九十二条の五の九第一項において 準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号の主務省令で 定めるものは、次に掲げるものとする。

げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。) 条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八 のいずれも行う場合は、その旨 に規定する行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲 特定信用事業電子決済等代行業に係る行為のうち、法第九十二

取り扱う特定信用事業電子決済等代行業の業務の概要

特定信用事業電子決済等代行業の業務の実施体制

とする。 前項第三号に規定する実施体制には、 次に掲げる事項を含むもの

る情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制 特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関

する場合における当該業務の的確な遂行のための体制適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、特定信制工作の手工作の表面に対している。

え 特定信用事業電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役

、登録申請書のその他の添付書類

登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

役員(法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法

この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、

登記事項証明書)又はこれに代わる書面 役員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の

当該役員の沿革を記載した書面

伝名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の任名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に

照表又はこれに代わる書面) 照表又はこれに代わる書面(登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照立された法人にあっては、当該法人の設立の時において準用する銀行法のされた法人にあっては、当該法人の設立の時において準用する銀行法のされた法人にあっては、当該法人の設立の時において準用する銀行法のされた法人にあっては、当該法人の設立の時において準用する銀行法の対象を表す。

項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一

一 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

口

人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面るときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。登録申請者(当該登録申請者が外国に住所を有する個人である。

録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて

前の氏名を証する書面

第五号により作成した財産に関する調書 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式

(農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第五十七条の三十一の三十 農林水産大臣及び金融庁長官等は、 その [条を加える。

特定信用事業電子決済等代行業者登録簿を農林水産省及び金融庁(登録をした特定信用事業電子決済等代行業者に係る農業協同組合等

営業所等の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の 管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、 金融庁にあっては、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる

電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあ っては関東財務局))に備え置き、 公衆の縦覧に供するものとする 当該特定信用事業

(特定信用事業電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために

法第九十二条の五の九第一項において [条を加える。

第五十七条の三十一の三十一

必要と認められる財産的基礎

で定める基準は、

純資産額

(第五十七条の三十一の二十九第一号ホ

準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イの主務省会

に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の

に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニ

合計額を控除した額をいう。)が負の値でないこととする。

-20-

	項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定に2 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の九第一
	なければならない。 下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官等に提出し
	(_
	行う特定信用事業電子決済等代行業者は、別表第三の上欄に掲げる
	準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を
[条を加える。	第五十七条の三十一の三十三 法第九十二条の五の九第一項において
	(特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出)
	した場合
	三 第五十七条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を変更
	の所在地に復した場合
	二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前
	場合に限る。)
	在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな
	一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所
	場合は、次に掲げる場合とする。
	準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の主務省令で定める
[条を加える。	第五十七条の三十一の三十二 法第九十二条の五の九第一項において
	(特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出を要しない場合

産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。 高を除く。)を行うこととなった場合に限る。)を添付して農林水二項第一号に掲げる事項を記載した書面(法第九十二条の五の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第九十二条の五の二第よる変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年

(特定信用事業電子決済等代行業の廃業等の届出)

金融庁長官等に提出するものとする。
行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、農林水産大臣及び準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を第五十七条の三十一の三十四 法第九十二条の五の九第一項において

商号、名称又は氏名

登録年月日及び登録番号

三

届出事由

条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二

[条を加える。

法第九十二条の五の九第一項において

(特定信用事業電子決済等代行業者の利用者に対する説明)

第五十七条の三十一の三十五

場合は、特定信用事業電子決済等代行業者が、

利用者との間で継続

準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項の主務省令で定める

各号に掲げる事項に変更がないときとする。 の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一 的に法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第九十二条の五 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直

3 項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を 場合においては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は じ。)の委託を受けて、法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる 事業電子決済等代行業再委託者 号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、特定信用 九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第一項各 法その他の適切な方法により、 除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方 に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいう。以下同 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条 ・項各号の組合を介して当該事項を明らかにすることができる。 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の二第二 (第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。) を行う 利用者に対し、法第九十二条の五 (第五十七条の三十一の二十第二項

事項とする。の六十一の八第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる

- 登録番号
- その上限額又はこれらの計算方法 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくは
- 合には、その額同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、三、法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十七条
- 数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)
 を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い(手がる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)四 利用者との間で継続的に法第九十二条の五の二第二項各号に掲
- に規定する行為を除く。)を行う場合には、その旨条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第九十二
- 業電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項、 その他当該特定信用事業電子決済等代行業者の営む特定信用事

(組合が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供

特定信用事業電子決済等代行業の利用者との間で法第九十二条の五第五十七条の三十一の三十六 特定信用事業電子決済等代行業者は、

行うことができる。 一次 ではないことの説明を行わなければならない。ただし、特 大済等代行業再委託者の他の適切な方法により、特定信用事業電子 決済等代行業再委託者の他の適切な方法により、特定信用事業電子 大済等代行業再委託者の要託を受けて、法第九十二 定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第九十二 定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第九十二 を行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、特 大方ものではないことの説明を行わなければならない。ただし、特 大方ものではないことの説明を行わなければならない。ただし、特 では、あらかじめ、当該利用者に対し の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定す でうことができる。

(為替取引の結果の通知)

第五十七条の三十 用事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行 業再委託者にあっては、 信用事業電子決済等代行業再委託者 動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、特 行った貯金者が当該組合に開設している貯金の口座に係る資金を移 当該行為を委託した貯金者に対し、 法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十七条の三 定信用事業電子決済等代行業者は、 一の十八に規定する行為を除く。)を行ったときは、遅滞なく、 一の三十七 特定信用事業電子決済等代行業者が特定信 特定信用事業電子決済等代行業者は、 当該行為に基づき同号の組合が 当該通知を、 (特定信用事業電子決済等代行 当該組合又は特定

「条を加える。

[条を加える。]	の取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関第五十七条の三十一の四十一特定信用事業電子決済等代行業者は、そ情報の取扱い)
	(特定言用事業電子央斉等代行業者の利用者こ関する特別の非公開らない。
	又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければなする場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失りする情報の第名管理 従業者の監督及び当該情報の現地を考言
	う、文を
[条を加える。]	第五十七条の三十一の三十九 特定信用事業電子決済等代行業者は、置等)
	(特定信用事業電子決済等代行業者の個人利用者情報の安全管理措
	ばならない。
	その業務の内容及び方法に応じ、特定信用事業電子決済等代行業に
[条を加える。]	第五十七条の三十一の三十八 特定信用事業電子決済等代行業者は、置)
	(特定信用事業電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措
	合に限る。)を介して行うことができる。
	為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場

[条を加える。]

一年の状況を記載した書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後る場合においては別紙様式第八号により作成した財産に関する調書及び人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、個あっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、個人であっては別紙様式第八号により作成した財産に関する調書及び人にあっては別紙様式第八号により、個人であ業者が法人である場合においては別紙様式第六号により、個人であ業者が法人である場合においては別紙様式第六号により、個人であま者が決済等代行業に関する報告書は、特定信用事業電子決済等代行電子決済等代行業に関する報告書は、特定信用事業電子決済等代行電子決済等代行

- る。
 安定信用事業電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前の
 特定信用事業電子決済等代行業に関する報告
 ない金融庁長官等の承認を受けて、当該提出を延期することができ
 ない場合には、あらかじめ農林水産大臣
 すに規定する期間内に特定信用事業電子決済等代行業に関する報告
- 及び金融庁長官等に提出しなければならない。けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣特定信用事業電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受

3

と認められる理由があるかどうかを審査するものとする。が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないがあったときは、当該申請をした特定信用事業電子決済等代行業者農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請

4

(公告の方法)

第五十七条の三十一の四十四 法第九十二条の五の九第一項において

は、 準用する銀行法第五十二条の六十 官報によるものとする。 一の十七第二項の規定による公告

らない情報 (認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に報告しなければな

第五十七条の三十一の四十五 準用する銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項の主務省令で定 法第九十二条の五の九第一項において

めるものは、次に掲げる情報とする。 代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっ の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。) 電子決済等代行業を営んでいる者(法第九十二条の五の八第二項 ては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及び 法第九十二条の五の二第一項の登録を受けないで特定信用事業

一 法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の 定信用事業電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する 契約を締結せずに特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる特 第一項又は農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する 項各号の組合又は農林中央金庫との間で、法第九十二条の五の三 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う前に、それぞれ同 前号に掲げる情報

特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する情報

その他利用者の利益を保護するために認定特定信用事業電子決

済等代行事業者協会が必要と認める情報

(認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会への情報提供)

準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情||第五十七条の三十一の四十六|||法第九十二条の五の九第一項において|

報は、次に掲げる情報とする。

法の解釈に関する情報

一 法に基づく報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立

入検査の結果及びその内容に関する情報

三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関

する情報

する情報 | 大済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関 | 決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関 | 特定信用事業電子決済等代行業者の業務又は特定信用事業電子 |

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

第五十七条の三十一の四十七 法第九十二条の五の九第一項において [

掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に

[条を加える。]

第二項第一号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する 行為を除く。)を行っているときに限る。 等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第九十二条の五の二

- 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
- 法第九十二条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更した

三 農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締 結し、又は当該契約の内容を変更した場合

兀 第五十七条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を変更

ればならない。 載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなけ 項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をし ようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記 特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の九第一

第五項の規定による届出 た場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除 く。)は、半期ごとに一括して行うことができる。 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条 (特定信用事業電子決済等代行業を開始し

(特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を

有する個人等に係る特例

第五十七条の三十一の四十八 法 (第五章の二に限る。) 又はこの命

令の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は 外国に住所を有する個人(特定信用事業電子決済等代行業を営もう とする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条に とする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条に とする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条に とする外国により特定信用事業電子決済等代行業を営もう

- 2 特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を 1 大変により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する 1 大変により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しくは 1 大変により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しくは 2 大変において「添付書類」という。)に代 2 大変において「添付書類」という。)に代 2 大変において「添付書類」という。)に代 2 大変により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しくは 2 大変によりという。)に代 2 大変において準用する銀行 2 大変において準用する銀行
- 産大臣及び金融庁長官等に提出することを要しない。官等に提出することができない場合には、これらの書類は、農林水育する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添加速には、

争解決等業務に関する報告書の提出)

関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第九号法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機第五十七条の四十六 法第九十二条の八第一項において準用する銀行

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第五号法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機第五十七条の四十六 法第九十二条の八第一項において準用する銀行

長官に提出しなければならない。により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁

2 5 略

(経由官庁)

第六十一条 内を地区とするものを除く。)は、 域内を地区とするものにあっては、 を農林水産大臣に提出するときは、 命令に規定する書面 る認可、 提出しなければならない 許可、 法第十条第一項第三号の事業を行う組合(北海道の区域 承認又は登録に関する申請書その他法、 (以下この条において「申請書等」という。) 法、 沖縄総合事務局長)を経由して 管轄地方農政局長 令又はこの命令の規定によ (沖縄県の区 令又はこの

- 所等の長 所又は小樽出張所若しくは北見出張所 定信用事業代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務 金融庁長官に提出するときは、 定めるものに係る申請書等については、 規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に を経由して提出しなければならない。 組合又は特定信用事業代理業者は、 (以下この条において という。 の管轄区域内にある場合には、 管轄財務局長 「管轄財務事務所長等」という。) 申請書等を内閣総理大臣又は (以下この条において この限りでない。 ただし、令第六十条第四項 (当該組合又は当該特 当該財務事務 「財務
- 財務支局長に提出する場合において、当該組合又は当該特定信用事3 組合又は特定信用事業代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡

長官に提出しなければならない。により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁

[2~5 同上]

(経由官庁)

第六十一条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合(北海道の区域的大田に提出するときは、管轄地方農政局長(沖縄県の区域内を地区とする書面(以下この条において「申請書等」という。)を農林水産大田に提出するときは、管轄地方農政局長(沖縄県の区域内を地区とするものにあっては、沖縄総合事務局長)を経由して提出しなけとするものにあっては、沖縄総合事務局長)を経由して提出しなければならない。

- 2 り金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるも 等」という。 定信用事業代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務 に係る申請書等については、 て提出しなければならない。 出張所長 所又は小樽出張所若しくは北見出張所(次項において 金融庁長官に提出するときは、 組合又は特定信用事業代理業者は、 (次項において「財務事務所長等」という。 の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は この限りでない。 ただし、 管轄財務局長 令第六十条第四項の規定によ 申請書等を内閣総理大臣又は (当該組合又は当該特) を経由 「財務事務所
- 財務支局長に提出するときは、当該組合又は当該特定信用事業代理3 組合又は特定信用事業代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡

 $4\|$ ならない。 する個人であって、国内に営業所又は事務所を有しないものを除く 所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければ 業代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務)は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合に 特定信用事業電子決済等代行業者(外国法人又は外国に住所を有

[項を加える。]

業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは

当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

別表第三(第五十七条の三十一の三十三第一項関係)

を経由して提出しなければならない。

所在地を管轄する財務事務所等があるときは、

管轄財務事務所長等

おいて、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等の

項証明書(これに を記載した登記事 法人であるときは 変更に係る事項

商号、

名称又は氏名

届出事項

記載事項

添付書類

て「商号等」という

変更年月日 旧商号等 新商号等

(以下この表におい

)の変更

日本における代理人

新商号等

日本における代理

いて同じ。

準ずるものを含む

以下この表にお

[別表を加える。]

役員(法第九十二条	日本における代理人の変更(特定信用事者が外国に住所を有する個人である場合に限る。)	の商号等の変更(特等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。)
_		= =
変更があった役	号等変更後の日本に変更後の日本に変更年月日	変更
一法人の登記事	一 理由書 における代理人の住民票の抄本 (当該代理人が を表人であるとき は、当該代理人が は、当該代理人が は、当該代理人が は、当該代理人が	人が法人であると きは、変更に係る 事項を記載した登 記事項証明書又は これに代わる書面 である ときは、住民票の ときは、住民票の かる書面

													同じ。)の変更	以下この表において	行うべき者を含む。	ときは、その職務を	、役員が法人である	規定する役員をいい	の三第一項第二号に	第五十二条の六十一	いて準用する銀行法	
																			月日	二 就任又は退任年	及び役職名	
の三十三第一	七条の三十一	併せて第五十	名を、氏名に	ハ 婚姻前の氏	代わる書面)又はこれに	記事項証明書	当該役員の登	あるときは、	役員が法人で	本(就任する	ロ 住民票の抄	載した書面)	員の沿革を記	きは、当該役	法人であると	任する役員が	イ 履歴書(就	る書面	に係る次に掲げ	二 就任する役員	

二 法第九十二 も該当しないでのいずれに において、ロ記載した場合 項の届出書に 誓約する書面 者であること の六十一の五 法第五十二条 準用する銀行 条の五の九第 を証する書面 を当該役員が 第一項第二号 婚姻前の氏名 ときは、当該 るものでない の氏名を証す が当該婚姻前 に掲げる書面 ロ(1)から(6)ま 一項において

営業所等の廃止	更 営業所等の名称の変	変更変更の所在地の	特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所(以下この表において「営業所等」という。
地等の名称及び所在一一廃止した営業所	三 変更年月日 ご所在地 二 変更後の名称及	三 変更年月日 の所在地 二 変更後の所在地	一 設置した営業所 等の名称 二 所在地 三 設置した営業所 三 設置した営業所 一 で営む特定信用 事業電子決済等代 りで業の業務の内容 で営業開始年月日

利用者からの苦情又地又は連絡先の変更地又は連絡先の変更	主たる営業所又は事務所の名称又は所在 務所の名称又は所在 事業電子決済等代行 事業電子決済等代行 事業電子決済等代行 が国に住所を有する が国に住所を有する が国に主たる である場合である場合である場合である場合である。
一 変更前の利用者 からの苦情又は相 からの苦情又は相 地又は事務所の所在 地又は連絡先 地又は連絡先 からの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相	二 廃止年月日 一 変更前の主たる 一 変更前の主たる 二 変更前の主たる 二 変更後の主たる 営業所又は事務所 営業所又は所在地 の名称又は所在地
	変更に係る事項を

部分を除く	傍線を付した標記部	の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に	備考 表中の [] の記
<u>L</u>		二変更年月日	容又は委託先の変更委託に係る業務の内
	面		
	ることができる書	二 脱退年月日	
	した事実を確認す業者協会から脱退	会の名称会の名称	協会からの脱退
	電子決済等代行事	定信用事業電子決	子決済等代行事業者
	認定特定信用事業	一 脱退した認定特	認定特定信用事業電
	ことができる書面	二 加入年月日	
	た事実を確認する	会の名称	
	業者協会に加入し	済等代行事業者協	協会への加入
	電子決済等代行事	定信用事業電子決	子決済等代行事業者
	認定特定信用事業	一加入した認定特	認定特定信用事業電
		三変更年月日	
		地又は連絡先	

別紙様式第5号(第57条の31の29第2号ニ関係)

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計(A)		
負 債 計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A) 及び(B) の価額の算出は、次のとおり行うこと。
- (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
- (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
- (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、 算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地 又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを 原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計 額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支 えない。

「土地」又は「建物」の価額=

足在	田の	1 + Hr ∆	は建物	1
/H IT	mv	I III X	1 A X TO 1	U ノ

算出日の適正な評価価格 ×

に基づき算出した価額

取得時の自己資金+返済済み元金額 ×

居住用面積

取得時の借入金+取得時の自己資金

居住用面積+事業用面積

居住用の土地又は建物の

+ 算出日の適正な評価価格

 \times

事業用面積 居住用面積+事業用面積

に基づき算出した価額

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

居住用面積+事業用面積

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。 (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A) の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第6号 (第57条の31の43第1項関係)

(日本工業規格A4)

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名

钔

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

農業協同組合法(以下「法」という。)第92条の5の8第6項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 特定信用事業電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
 - (1) 組合との間の契約の締結の状況

契約締結組合名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の 業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、組合との間で法第92条の5の3第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結組合名」欄は、当期末における契約締結組合(法第92条の5の3第1項の規定による契約の締結の相手方である組合をいう。3において同じ。)の名称を記載すること。

- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第92条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第57条の31の18に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第92条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- (2) 農林中央金庫との間の契約の締結の状況

同意組合名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫法第95条の5の5第1項の規定により特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「同意組合名」欄は、法第92条の5の5に規定する同意をしている組合の当期末 における名称を記載すること。
- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、1の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	特定信用事業電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第57条の31の27第1項第3号に規定する委託先をいう。以下 同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済

指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 特定信用事業電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、特定信用事業電子決済等代行業者として第57条の31の20第2項各号の委託を受けている特定信用事業電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

		役	員		使 用 人	計
		IX.	只	うち非常勤	区加入	Ħ1
総	数		名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業の業務に従事する役員及 び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。
- 8 特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

決済打		
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数	口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	又は利用者数
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末に おける貯金者(法第92条の5の2第2項第1号に規定する貯金者をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者(特定信用事業電子決済等代行業 再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等 代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする特定信用事業電 子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である 貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る基本 契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。 以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用す る貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に 行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数を もって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第92条の5の2第 2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者 又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画 像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引 に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのよう な件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 貯金者等(法第92条の5の2第2項第2号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係 る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

別紙様式第7号 (第57条の31の43第1項関係)

(日本工業規格A4)

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地

名 印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

農業協同組合法(以下「法」という。)第92条の5の8第6項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 特定信用事業電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
 - (1) 組合との間の契約の締結の状況

契約締結組合名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の 業務の内容		

(記載上の注意)

- 1 本表は、組合との間で法第92条の5の3第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結組合名」欄は、当期末における契約締結組合(法第92条の5の3第1項の規定による契約の締結の相手方である組合をいう。3において同じ。)の名称を記載すること。

- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第92条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第57条の31の18に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第92条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- (2) 農林中央金庫との間の契約の締結の状況

同意組合名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫法第95条の5の5第1項の規定により特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「同意組合名」欄は、法第92条の5の5に規定する同意をしている組合の当期末 における名称を記載すること。
- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、1の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

	委託先名	所在地	委託契約年月日	特定信用事業電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第57条の31の27第1項第3号に規定する委託先をいう。以下同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済

指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 特定信用事業電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、特定信用事業電子決済等代行業者として第57条の31の20第2項各号の委託を受けている特定信用事業電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

		佢	吏	用	人
総	数				名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業の業務に従事する使用人 について記載すること。
- 2 臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。

(単位:件、者)

- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。
- 8 特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

決済打		
契約件数又は利用者数 決済指図の伝達の件		口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末に おける貯金者(法第92条の5の2第2項第1号に規定する貯金者をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者(特定信用事業電子決済等代行業 再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等 代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする特定信用事業電 子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である 貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る基本 契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。 以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用す る貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に 行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数を もって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第92条の5の2第 2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者 又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画 像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引 に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのよう な件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を 含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 貯金者等(法第92条の5の2第2項第2号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

	価	額	摘	要
資産				
現金・預金				
有価証券				
未収入金				
貸付金				
土地				
建物				
備品				
権利				
貸倒引当金	Δ			
その他				
計 (A)				
負 債				
借入金				
未払金				
前受金				
その他				
計 (B)				
(A) - (B)				

(記載上の注意)

- 1 この調書は、特定信用事業電子決済等代行業者が個人である場合に限り、特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを 切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、 取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残 高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の

算出日の適正な評価価格 ×

取得時の自己資金+返済済み元金額

居住用面積

に基づき算出した価額

取得時の借入金+取得時の自己資金

居住用面積+事業用面積

居住用の土地又は建物の

+ 算出日の適正な評価価格

事業用面積

居住用面積+事業用面積

に基づき算出した価額

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

居住用面積+事業用面積

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大 蔵 省令第二号)

部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応 するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え 正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改

る。

に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲除き、以下「組合」という。)の組合員と同一の世帯に属する者五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第	第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、という。)の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合(協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる	第三条 法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及(員外利用の範囲) 改 正 後
**	る法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事以下「組合」という。)の組合員と同一の世帯に属する者に対すという。)の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合(協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業	第三条 [同上] 改 正 前

げる事業

[二・三 略]

る。 務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとす務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとす第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

[略]

上になると見込まれること。 る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ

イ・ロ略

成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金 律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、 第六条の五の十一に規定する特定預金等、 よる金融事業に関する法律 百三十二号)第十一条の五に規定する特定貯金等、協同組合に 定貯金等」という。)、農業協同組合法 行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法 七条の二に規定する特定預金等、 金等、長期信用銀行法 十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預 法第十一条の九に規定する特定貯金等(ハを除き、以下 (昭和二十七年法律第百八十七号) 第十 (昭和二十四年法律第百八十三号) 労働金庫法 (昭和二十二年法律第 信用金庫法 (昭和二十八年法 (昭和 伞

三・三 同上

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七条の十五 [同上]

同上

[同上]

[イ・ロ 同上]

百三十二号)第十一条の五に規定する特定貯金等、協同組合に 定貯金等」という。)、農業協同組合法 十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等 法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法 第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、 条の二に規定する特定預金等、 六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金 第六条の五の二に規定する特定預金等、 よる金融事業に関する法律 法第十一条の九に規定する特定貯金等(ハを除き、以下 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七 (昭和二十四年法律第百八十三号) 労働金庫法 信用金庫法 (昭和二十二年法律第 (昭和二十八年法律 (昭和二十 銀行

等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四

号)第二十九条に規定する特定預金等

[ニ〜ト 略]

三「略」

(組合又は連合会の個人利用者情報の安全管理措置等)

スは毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければなする場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託第十二条の二 組合又は連合会は、その取り扱う個人である利用者に 第

(組合又は連合会の利用者に関する特別の非公開情報の取扱い)

第十二条の四 [略]

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

2 [略]

第

一十六条

号の六までに掲げる業務を除く。)とする。 の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四の十四第二項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合をの同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について

及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号

)第二十九条に規定する特定預金等

[ニ〜ト 同上]

三同上

(個人利用者情報の安全管理措置等)

(特別の非公開情報の取扱い)

第十二条の四 [同上]

第二十六条 [同上]

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

) 「司上」

2 [同上]

3 [同上]

第五十条の四 る場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とす 令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 る(組合のために行う場合を含む。)。 一の四 一の三 特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と [三~二十八 略] [一~二の二 略] [二~十五 略] 二〜一の四 (許可申請書のその他の添付書類) 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用す 併せ営む電子決済等代行業に係る業務 二号の三において同じ。)に係る業務 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同 じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業(銀 行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第 法人であるときは、 [略] 下略」 特定信用事業電子決済等代行業(法第百二十一条の五の二 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省 略 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 第五十条の四 4 二の三 [同上] 三~十五 ー の 五 [一~六 同上] 三~二十八 同上 [号を加える。] [一~二の二 同上] [号を加える。] 一〜一の四 (許可申請書のその他の添付書類) 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 同上 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 同上 同上 同上 同上

時における貸借対照表又はこれに代わる書面 を含む事業年度に設立された法人にあっては、 当該法人の設立の

業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内 査人設置会社をいう。第五十条の三十一の二十九第一号へにおい て同じ。)であるときは、 会計監査人設置会社 (会社法第二条第十一号に規定する会計監 許可の申請の日を含む事業年度の前事

容を記載した書面

略

十四四 項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

第五十条の六 略

(特定信用事業代理業の許可の審査)

第五十条の七 支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、 農林水産大臣及び金融庁長官、 財務局長又は福岡財務 法第百二十一条の二

五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げ る事項を審査するものとする 項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第

略

時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面 を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の

八 会計監查人設置会社 する会計監査報告の内容を記載した書面 を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定 査人設置会社をいう。)である場合にあっては、 (会社法第二条第十一号に規定する会計監 許可の申請の日

九~十三 同上

十四四 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

面

財産的基礎

(特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基

第五十条の六 同上

(特定信用事業代理業の許可の審査)

財務局長又は福岡財務 法第百二十一条の二

第五十条の七 支局長(以下「金融庁長官等」という。)は、 五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる 第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第 農林水産大臣及び金融庁長官、

二・二 同上

事項を審査するものとする

要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められるこ定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特

- 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う 書該(1)又は(2)に定める者であること。 - 申請者が個人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う 当該(1)又は(2)に定める者であること。

コープライス 当座貯金業務を的確に遂行することができると認めらって、当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である 当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

三[同上]

イ

本の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることのの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることのの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。をの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満た情用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信用事業代理行為(当座貯金の受入れを内容とする契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロ契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロ契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロ契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)をいう。ロジャの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることをの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることをの区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることをの区分に応じるれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることをの区分に応じるれぞれ次に掲げる要件を満たす者であることをの区分に応じる対象を表する。

に遂行することができると認められる者 上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確 上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確 法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為

削る。

口 当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 それぞれ一名以上は、 れぞれ配置していること。 な知識を有する者に限る。)を主たる営業所又は事務所に、 係る統括責任者 場合にあっては、 定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る 個人を含む。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の を行う場合にあっては、 おいて「従たる営業所等」という。 おける当該特定信用事業代理業の業務を管理する部署を置いた (主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所 申請者が法人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う を当該特定信用事業代理業の業務を行う営業所又は事務所 (当該特定信用事業代理業の業務に関する十分 当該部署を置いた従たる営業所等)ごとに、 次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業 これらの責任者又は統括責任者のうち ただし、 特別特定信用事業代理行為 に他の従たる営業所等に (以下口に (当該特 ・ そ

務を行わない場合を除く。)。

(2)

認められる者であること。て三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有するとを行わない場合 当座貯金業務又は資金の貸付業務に通算しを行わない場合 当座貯金業務又は資金の貸付業務に通算し

- 1.c.。 者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である。 ①及び②以外の場合 資金の貸付業務に三年以上従事した

口

営業所又は事務所においてのみ当該業務を行う場合は、統括 事業代理行為を行う場合にあっては、責任者及び統括責任者の 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 任者を置くことを要しない。 内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとし、 それぞれ一名以上は、次に掲げる特別特定信用事業代理行為の る部署に、それぞれ配置していること。 る者に限る。)を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括 者 指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任 定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る)を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を 「人を含む。)であるときは、その行う特定信用事業代理業の 申請者が法人(二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う (当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有 ただし、 特別特定信用 (当該特

、。

業代理業の業務を行う場合は、統括責任者を置くことを要しなこととし、一の営業所又は事務所においてのみ当該特定信用事代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者である

れる者 コ 当座貯金業務を的確に遂行することができると認めらって、当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であり。

(1)

に遂行することができると認められる者上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確上の能力を有すると認められる者又はこれと同等以別 法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為

「削る。」

[ハ〜ホ 略]

兀

項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第百二十一条の四第[イ〜ニ 略] 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

労働金庫法第九十四条第三項、

協同組合による金融事業に関す

長官が定めるものである場合を除く。)。場合並びに申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁ると認められる者であること(申請者が兼業業務を行わないると認められる者であること(申請者が兼業業務を行わない場合 資金の貸付でその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であっ

認められる者であること。
て三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有するとを行わない場合。当座貯金業務又は資金の貸付業務に通算し別。法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為

こと。 者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である (3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付業務に三年以上従事した

[ハ〜ホ 同上]

四 同上

「イ〜ニ

同上]

ホ

労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関す項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、銀行法第五十二条の五十六第一項(法第百二十一条の四第一

許可、 場合を含む。 た場合におい 項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、 しくは同法第二十四条の六の四第一 項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第 第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規 は第二項ただし書の認可を取り消された場合、 条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく 十五条の二第一項の許可を取り消された場合、 合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、 十六条の五第一項の許可、 る法律第六条の五第一項、 定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第1 五第一 及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する 銀行法第五十二条の三十六第 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、 項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され の規定により法第百二十一条の二第一項の許 その取消しの日から五年を経過しない者 信用金庫法第八十五条の二第 農業協同組合法第九十二条の四第 一項の許可、 項若しくは第二十四条の六 長期信用銀行法第 長期信用銀行法 銀行法第五十二 協同組合によ 農業協同 一項 若

五.

へ~チ

においては、 主たる兼業業務の 手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場 次のいずれにも該当しないこと 内 [容が資金の貸付け、 手 形 \mathcal{O} 割引 債務の 保

> [へ~チ 項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され 許可、 場合を含む。 た場合において、 しくは同法第二十四条の六の四第一 項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第 定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第 第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規 は第二項ただし書の認可を取り消された場合、 条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しく 十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二 合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第 る金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、 十六条の五第一項の許可、 る法律第六条の五第一項、 五第一項の規定により同法第三条第 銀行法第五十六条の三十六第一 及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する 労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、 同上 の規定により法第百二十一条の二第 その 取消しの 信用金庫法第八十五条の二第 農業協同組合法第九十二条の 日から五年を経過しない者 項の許可、 項若しくは第二十四条の六 一項の登録を取り消され 長期信用銀行法第 長期信用銀行法 協同組合によ 農業協同 一項の許 四第 一項 若

項

Ŧī. 同上

同上

六

[イ・ロ 略]

ると認められるものであること(申請者が保険会社その他農林 信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があ 務における顧客との間の取引関係に照らして、所属組合と特定 万円を上限とするものに限る。)であってその契約の締結に係 要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、 として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品 の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒 水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。)。 る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業 付商品をいう。 及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸 介(所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保 特定信用事業代理業の内容が、 次号口において同じ。) 事業の用に供するための資金 (貸付けの金額が一千 貸付けの可否 (資金需

[ニ・ホ 略]

七

(特定信用事業代理業に係る変更の届出を要しない場合)

準用銀行法第五十二条の三十九第一項の主務省令

で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第五十条の八の二

場合に限る。)
在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らか一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の

[イ・ロ 同上]

七 [同上]

[条を加える。]

-63-

の所在地に復した場合 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前

(特定信用事業代理業に係る変更の届出

第五十条の九 略

(特定信用事業代理業の廃業等の届出

第五十条の二十七 略

(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)

第五十条の三十一の十八 符号等(法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九 又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し に規定する貯金者をいう。以下同じ。)から当該貯金者に係る識別 のとする。ただし、貯金者(法第百二十一条の五の二第二項第一号 で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるも いる符号その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第 十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合 その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用 法第百二十一条の五の二第二項の主務省令

五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う

貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

変更の届出

第五十条の九 同上

第五十条の二十七 (廃業等の届出) 同上

[条を加える。]

-64-

という。)が当該契約に係る債務の履行に用いる方法に係る契約方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であった。)の任達により行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達により行うに対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当方に対するこれが、当該契約の相手が、当該行為による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手を締結しているもの

(特定信用事業電子決済等代行業に該当する方法)

めの画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及させる為替取引を行うことについて当該組合に対する指図を行うた該貯金者が同号の組合に開設している貯金の口座に係る資金を移動第五十条の三十一の十九 法第百二十一条の五の二第二項第一号の主

[条を加える。

び金額に係る情報を当該組合に対して伝達する方法とする。

ればならない事項 〈組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなけ

法第百二十一条の五の三第二項第三号の主

第五十条の三十一の二十 務省令で定める事項は、 項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百二 特定信用事業電子決済等代行業者 (同条第

者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決 十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業

済等代行業者をいう。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三

[条を加える。

の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項と 子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百二十一条の五 信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電 利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定 信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。 五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合におい に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した 当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務 (当該特定

十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ 委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五 信用事業電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる 十一の四十五第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が特定

)を受けて法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為

する。

- 次のいずれかに該当する者をいう。 前項に規定する「特定信用事業電子決済等代行業再委託者」とは
- を含む。)をする者を含む。)をする者を含む。)をする者に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託の組合に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて財金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて
- 一 法第百二十一条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を目的として、特定信用事業電子決済等代行業者に対し含む。)を目的として、特定信用事業電子決済等代行業者に対定さり提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)を受けて、同号に規定にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定にわたる委託を含む。)をする者

(契約の公表方法)

代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しない。本ットの利用その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等は、法第百二十一条の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターは、法第百二十一条の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターは、法第一条の三十一の二十一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第第五十条の三十一の二十一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第

[条を加える。]

(組合又は 第五十条の三 令で定める 一 法第百 一 装第百 二 実第電子 ま第章	ければならない。 (組合又は連合へ 第五十条の三十一の 一項第四号、第4 の事業を行う組合 規定する基準を、 特定信用事業を 行業者の利用者が ればならない。
(組合又は連合会による基準に含まれる事項) (組合又は連合会による基準に含まれる事項) (組合又は連合会による基準に含まれる事項)	(組合又は連合会による基準の公表方法) (組合又は連合会による基準の公表方法) (組合又は連合会による基準の公表方法) (組合又は連合会による基準の公表方法) が定信用事業電子決済等代行業者及び特定信用事業電子決済等代 大業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなけ 行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなけ ればならない。
[条を加える。]	「条を加える。」

|第五十条の三十一の二十四|| 令第二十四条の六の二第二項の主務省令 | [条を加える。

で定める書類は、次に掲げる書類とする。

。次号及び第五十条の三十一の四十六第六号において同じ。)の一 認定業務(法第百二十一条の五の六に規定する認定業務をいう

実施の方法を記載した書類

ことを明らかにする書類 ことを明らかにする書類 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有する

にあっては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基一 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

礎を有することを明らかにする書類

六の二第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第二十四条の

五.

氏名を証する書面

類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、

当該婚姻前の

その他参考となるべき事項を記載した書類

(協会員名簿の縦覧)

該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き済等代行事業者協会をいう。以下同じ。)は、その協会員名簿を当協会(法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決第五十条の三十一の二十五 認定特定信用事業電子決済等代行事業者

公衆の縦覧に供するものとする。

[条を加える。

-69-

(特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を 第五十条の三十一の二十六 農林水産大臣及び金融庁長官等は、その 第五十条の三十一の二十六 農林水産大臣及び金融庁(金融庁にあっては、当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局 の対象支局、当該電子決済等代行業者が国内にある場合にあっては福 の対象支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所(外国 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局 において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局

の [条を加える。

(特定信用事業電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

供するものとする。

有しない場合にあっては関東財務局))

に備え置き、

公衆の縦覧に

二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十条の三十一の準用する銀行法第五十条の三十一の二十九において同じ。)が法第百下この条及び第五十条の三十一の二十九において同じ。)が法第百定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事実とする。ただし、第四号に掲げる事実がの事業の三十一の二十七 法第百二十一条の五の九第一項において

十八に規定する行為を除く。)を行う場合に限る。

[条を加える。]

に当該営業所又は事務所を有するときに限る。)国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあっては、国内に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(登録申請者が外特定信用事業電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談

の商号、名称又は氏名及び所在地る場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先三、特定信用事業電子決済等代行業の業務の一部を第三者に委託す二、加入する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の名称

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、典四 他に業務を営むときは、その業務の種類

組合、 号の事業を行う組合又は連合会、 第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二 請書をいう。 項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申 である場合にあっては、 び第五十条の三十一の四十七第一項において同じ。)が登録申請者 び株式会社商工組合中央金庫をいう。第五十条の三十一の二十九及 ることを要しない 合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同 信用金庫連合会、労働金庫、 農業協同組合連合会、 第五十条の三十一の二十九において同じ。)に記載す 登録申請書(法第百二十一条の五の九第 法第十一条第一項第四号、第八十七条 労働金庫連合会、農林中央金庫及 信用協同組合、中小企業等協同組

(特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容及び方法)

定めるものは、次に掲げるものとする。
準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号の主務省令で第五十条の三十一の二十八 法第百二十一条の五の九第一項において

- 一 取り扱う特定信用事業電子決済等代行業の業務の概要

特定信用事業電子決済等代行業の業務の実施体制

前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むもの

とする。

- る情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制 特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関す
- 託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報に第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、特定出事業電子決済等代行業の業務(法第百二十一条の五の特定信用事業電子決済等代行業の業務(法第百二十一条の五の
- 職名 端名 特定信用事業電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役

(登録申請書のその他の添付書類

- 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
- 、当該役員の沿革を記載した書面)
 下この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、当該役員の沿革を記載した書面)
- 登記事項証明書)又はこれに代わる書面役員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の
- 面 氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書 記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に
- れにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいず役員が法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行
- 表又はこれに代わる書面(登録の申請の日を含む事業年度に設登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照

でされた法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対 立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対

照表又はこれに代わる書面)

項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一へ登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請

登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面 ついりの住民票の抄本(当該代理人が法人であるときは、当該代理 かいにおいて同じ。 のは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。 はいり 登録申請者(当該登録申請者が外国に住所を有する個人であ

前の氏名を証する書面録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登公申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて

第五号により作成した財産に関する調書 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式

、水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

融庁にあっては、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営定信用事業電子決済等代行業者登録簿を農林水産省及び金融庁(金録をした特定信用事業電子決済等代行業者に係る水産業協同組合特第五十条の三十一の三十 農林水産大臣及び金融庁長官等は、その登

[条を加える。]

ては関東財務局))に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。| 子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっ轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該特定信用事業電業所等の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管

必要と認められる財産的基礎) (特定信用事業電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために)

(特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出を要しない場合

場合は、次に掲げる場合とする。
準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の主務省令で定める第五十条の三十一の三十二 法第百二十一条の五の九第一項において

場合に限る。) 在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかなー 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前

[条を加える。

[条を加える。]

の所在地に復した場合

第五十条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を変更し

(特定信用事業電子決済等代行業に係る変更の届出)

第五十条の三十一の三十三 準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を 区分により、同表の中欄に定める事項を記載した届出書及び同表の 行う特定信用事業電子決済等代行業者は、 下欄に定める添付書類を、 法第百二十一条の五の九第一項において 農林水産大臣及び金融庁長官等に提出し 別表第四の上欄に掲げる

なければならない。

2 為を除く。)を行うこととなった場合に限る。)を添付して農林水 年月日を記載した届出書に理由書及び第五十条の三十一の二十七第 産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。 による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更 項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定 項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第百二十一条の五の二 特定信用事業電子決済等代行業者は、 一項第一号に掲げる行為 (第五十条の三十一の十八に規定する行 法第百二十一条の五の九第

、特定信用事業電子決済等代行業の廃業等の届 出

第五十条の三十一の三十四 準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を 法第百二十一条の五の九第一項において

[条を加える。

「条を加える。

金融庁長官等に提出するものとする。行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、農林水産大臣及び

- 商号、名称又は氏名
- 一登録年月日及び登録番号
- 三届出事由

(特定信用事業電子決済等代行業者の利用者に対する説明)

東田十条の三十一の三十五 法第百二十一条の五の九第一項において 現各号に掲げる事項に変更がないときとする。 第五十条の三十一の三十五 法第五十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十条の 五の九第一項において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、直前 三十一条の五の九第一項において 項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

「条を加える。

一項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者(第五十条の三十一の八第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者(第五十条の三十一の八第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者(第五十条の三十一の八第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者(第五十条の三十一の八第一項の方為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為(第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行うる行為を除る(第五十二条の五の二第二項各号に掲げる行業再委託者といてきる。

2

登録番号

条の六十一の八第一

項第五号の主務省令で定める事項は、

次に掲げ

る事項とする。

- その上限額又はこれらの計算方法利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくは
- 合には、その額同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十条
- 四 利用者との間で継続的に法第百二十一条の五の二第二項各号に

数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い

業電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項 その他当該特定信用事業電子決済等代行業者の営む特定信用事

者への提供)
(組合又は連合会が行う事業との誤認を防止するための情報の利用

[条を加える。

第五十条の三十一の三十六 第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合にお 委託を受けて、法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為 業を行う組合又は連合会が行うものではないことの説明を行わなけ 第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事 に表示させる方法その他の適切な方法により、 行為を除く。)を行う場合には、 の二第二項各号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する ればならない。ただし、特定信用事業電子決済等代行業再委託者の 済等代行業者の業務を法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項 インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面 定信用事業電子決済等代行業の利用者との間で法第百二十一条の五 特定信用事業電子決済等代行業者は、 あらかじめ、当該利用者に対し、 特定信用事業電子決 特

の組合を介して当該説明を行うことができる。 | いては、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は同項各号 |

(為替取引の結果の通知)

第五十条の三十 再委託者にあっては、特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用 用事業電子決済等代行業再委託者 第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第五十条の三十 限る。)を介して行うことができる。 事業電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、 信用事業電子決済等代行業者は、当該通知を、当該組合又は特定信 させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、特定 該行為を委託した貯金者に対し、当該行為に基づき同号の組合が行 った貯金者が当該組合に開設している貯金の口座に係る資金を移動 (第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。) を行う場合に の十八に規定する行為を除く。)を行ったときは、遅滞なく、当 一の三十七 特定信用事業電子決済等代行業者は、 (特定信用事業電子決済等代行業 同号に掲げる行為 法

(特定信用事業電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措

などうちこぶじ、寺戸言用事美富さや寺等弋う美ごを||「条を加える。]||の三十八||特定信用事業電子決済等代行業者は、そ||[条を加える。]

第五十条の三十

ならない。 る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければの業務の内容及び方法に応じ、特定信用事業電子決済等代行業に係

[条を加える。]

00

[条を加える。]	の業務(法第百二十一条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを第五十条の三十一の四十一(特定信用事業電子決済等代行業者は、そ(な託業務の的確な遂行を確保するための措置)
	取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関す取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関す
[条を加える。]	第五十条の三十一の四十 特定信用事業電子決済等代行業者は、その [4 情報の取扱い) (特定信用事業電子決済等代行業者の利用者に関する特別の非公開
	ない。 は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならは毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならる場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託す
[条を加える。]	の取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関第五十条の三十一の三十九(特定信用事業電子決済等代行業者は、そ(短電等)

の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。)を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。行う場合には、特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利

(特定信用事業電子決済等代行業に関する帳簿書類)

ら十年間保存しなければならない。

六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日か第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の

| 「条を加える。

(特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書の様式等)

電子決済等代行業に関する報告書は、特定信用事業電子決済等代行準用する銀行法第五十二条の六十一の十三に規定する特定信用事業

あっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、個る場合においては別紙様式第七号により、それぞれ作成し、法人に業者が法人である場合においては別紙様式第六号により、個人であ

三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならな収支の状況を記載した書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後

人にあっては別紙様式第八号により作成した財産に関する調書及び

2

特定信用事業電子決済等代行業者は、

やむを得ない理由により前

第五十条の三十一の四十三 法第百二十一条の五の九第一項において | [条を加える。

| 及び金融庁長官等の承認を受けて、当該提出を延期することができ| 及び金融庁長官等の承認を受けて、当該提出を延期することができ| 書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣| 項に規定する期間内に特定信用事業電子決済等代行業に関する報告|

及び金融庁長官等に提出しなければならない。

けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣

3 特定信用事業電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受

と認められる理由があるかどうかを審査するものとする。が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないがあったときは、当該申請をした特定信用事業電子決済等代行業者は、農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請

(公告の方法)

準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告 第五十条の三十一の四十四 法第百二十一条の五の九第一項において [1

官報によるものとする。

[条を加える。]

らない情報) (認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に報告しなければな

[条を加える。]

一 法第百二十一条の五の二第一項の登録を受けないで特定信用事

-83-

営む特定信用事業電子決済等代行業の業務に関する情報 二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く 業電子決済等代行業を営んでいる者(法第百二十一条の五の八第 及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が あっては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、)を知ったときは、当該者の氏名、 住所及び電話番号 電話番号 (法人に

特定信用事業電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関す 三第一項又は農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定す 項各号の組合又は農林中央金庫との間で、法第百二十一条の五の 三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う前に、それぞれ同 る前号に掲げる情報 る契約を締結せずに特定信用事業電子決済等代行業を営んでいる 法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十条の

済等代行事業者協会が必要と認める情報 その他利用者の利益を保護するために認定特定信用事業電子決

〈認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会への情報提供〉

第五十条の三十一の四十六

報は、 準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情 次に掲げる情報とする。 法第百二十一条の五の九第一項において

法の解釈に関する情報

入検査の結果及びその内容に関する情報 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立

[条を加える。

する情報
三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関

する情報
、決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関い、特定信用事業電子決済等代行業者の業務又は特定信用事業電子

六 その他認定業務を適正に行うために農林水産大臣及び金融庁長決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報五 特定信用事業電子決済等代行業者の業務及び特定信用事業電子

(特定信用事業電子決済等代行業者の届出等)

官が必要と認める情報

二第二項第一号に掲げる行為(第五十条の三十一の十八に規定する等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百二十一条の五の掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に第五十条の三十一の四十七 法第百二十一条の五の九第一項において

定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

行為を除く。)を行っているときに限る。

た場合 法第百二十一条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更し

結し、又は当該契約の内容を変更した場合 農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項に規定する契約を締

四 第五十条の三十一の二十七第一項第四号に掲げる事項を変更し

[条を加える。]

た場合

ければならない。
こ載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出を

除く。)は、半期ごとに一括して行うことができる。した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を条第五項の規定による届出(特定信用事業電子決済等代行業を開始条第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三

(特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を

有する個人等に係る特例

有する個人は、

行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの命令の

特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を

法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀

[条を加える。]

ることができる。代えてこれに準ずるものを農林水産大臣及び金融庁長官等に提出すは届出書に添付する書類(次項において「添付書類」という。)に規定により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しく

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

2~5 略

(経由官庁)

て「申請書等」という。)を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出す奇又はこの命令の規定による認可、許可、承認又は登録に関する申第五十四条組合若しくは連合会又は特定信用事業代理業者は、法、

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

長官に提出しなければならない。

(経由官庁)

2 5 5

同上

る営業所又は事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは長(当該組合若しくは連合会又は当該特定信用事業代理業者の主た書等を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、管轄財務局第五十四条組合若しくは連合会又は特定信用事業代理業者は、申請

轄区域内にある場合には、

当該財務事務所長又は出張所長

(次項 に) の管

北見出張所(以下この条において「財務事務所等」という。

長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を経由して提出しなければならない。長等を対して、当該組合若しる場合において、当該組合若しる場合を対象の表面は、

所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等おいて、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等のする個人であって、国内に営業所又は事務所を有しないものを除くす。 特定信用事業電子決済等代行業者(外国法人又は外国に住所を有3

_項を加える。

[別表を加える。

別表第四

(第五十条の三十一の三十三第一

項関係

を経由して提出しなければならない。

添付書類

記載事項

届出事項

の変更(特定信用事日本における代理人	日本における代理人の商号等の変更(特定信用事業電子決済を信用事業電子決済を信所を有する個人である場合に限る。)	高号、名称又は氏名 (以下この表におい の変更
_	E 1 1	= -
おける代理人の商変更前の日本に	変 旧 新 更 商 号 月 等 日	変 更 用 商 号 等 月 日
二 変更後の日本	日本における代理日本における代理日本における代理ときは、変更に係るこれに代わる書面ときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときは、住民票のときない。	法人であるときは 、変更に係る事項 を記載した登記事 項証明書(これに 準ずるものを含む いて同じ。)

役員(法第百二十一条の五の九第一項に 条の五の九第一項に 若いて準用する銀行 おいて準用する銀行 に規定する役員をい い、役員が法人であ るときは、その職務 を行うべき者を含む を行うべき者を含む で同じ。)の変更	者が外国に住所を有 する個人である場合 に限る。)
一 変更があった役 員の氏名又は名称 員の氏名又は名称 月日 日	三 変更後の日本に
一 法人の登記事 項証明書 二 就任する役員 に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就 任する役員が 任する役員が をは、当該役 きは、当該役 章は、当該役 章は、当該役 があると 本(就任する 役員が法人であると	における代理人 の住民票の抄本 (当該代理人が は、当該代理人が は、当該代理人が 付わる書面

二 法第百二十 ハ 婚姻前の氏 三十三第一項 条の三十一の 併せて第五十 当該役員の登 第一項におい きは、当該婚 ものでないと 氏名を証する 当該婚姻前の 掲げる書面が 載した場合に の届出書に記 名を、氏名に 記事項証明書 あるときは、 証する書面 姻前の氏名を おいて、ロに 代わる書面 一条の五の九 又はこれに

変更営業所等の所在地の	特定信用事業電子決 落等代行業を営む営 下この表において「 下この表において「 営業所等」という。	
の所在地の所在地	一 設置した営業所 等の名称 三 設置した営業所 三 設置した営業所 三 設置した営業所 等で営む特定信用 事業電子決済等代 可 営業開始年月日	
		て準用する銀 一番であるこ でを当該当しな でを当該であるこ でを当該役員

主たる営業所又は事務所の名称又は所在務所の名称又は所在事業電子決済等代行事業者が外国法人又は外国に住所を有するので、外国に住所を有するときに限る。	営業所等の廃止	営業所等の名称の変	
一 変更前の主たる 一 変更前の主たる 一 変更後の主たる 二 変更後の主たる 営業所又は事務所 で名称又は所在地 の名称又は所在地	二 廃止年月日 ・ 廃止した営業所	三 変更年月日二 変更後の名称一 変更前の名称及	三 変更毎月日 一変更後の所在地
変更に係る事項を変更に係る事項を			

協会からの脱退子決済等代行事業者	認定特定信用事業電協会への加入	利用者からの苦情又地又は連絡先の変更地又は連絡先の変更)
済等代行事業者協一が脱退した認定特	一 加入した認定特 一 加入した認定特 一 加入年月日	一 変更前の利用者 からの苦情又は相 からの苦情又は相 地又は事務所の所在 地又は連絡先 で更後の利用者 からの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相	
業者協会から脱退電子決済等代行事	認定特定信用事業 電子決済等代行事 業者協会に加入し た事実を確認する		

 容又は委託先の変更
 二 変更年月日
 した事実を確認す

 容又は委託先の変更
 二 変更の内容

別紙様式第五号を別紙様式第九号とし、 別紙様式第四号の次に次の四様式を加える。

の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考

表中の

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日 主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計(A)		
負 債 計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。
- (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
- (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
- (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、 算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地 又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを 原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計 額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支 えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の				
算出日の適正な評価価格	× .	取得時の自己資金+返済済み元金額	- ×	居住用面積
に基づき算出した価額	^ -	取得時の借入金+取得時の自己資金		居住用面積+事業用面積
た 元				

居住用の土地又は建物の + 算出日の適正な評価価格 × に基づき算出した価額 事業用面積 居住用面積+事業用面積

 事業用面積

 事業用面積

 居住用面積+事業用面積

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。 (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A) の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第6号 (第50条の31の43第1項関係)

(日本工業規格A4)

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名

印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

水産業協同組合法(以下「法」という。)第121条の5の8第6項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 特定信用事業電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
 - (1) 組合又は連合会との間の契約の締結の状況

契約締結組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の 業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、組合又は連合会との間で法第 121 条の5の3第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会(法 第 121 条の5の3第1項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会を いう。3において同じ。)の名称を記載すること。

- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第121条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第50条の31の18に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第121条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- (2) 農林中央金庫との間の契約の締結の状況

同意組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業 の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫法第95条の5の5第1項の規定により特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「同意組合又は連合会名」欄は、法第 121 条の5の5に規定する同意をしている 組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。
- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、1の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	特定信用事業電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第50条の31の27第1項第3号に規定する委託先をいう。以下同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載するこ

と。

5 特定信用事業電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、特定信用事業電子決済等代行業者として第50条の31の20第2項各号の委託を受けている特定信用事業電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役	員	うち非常勤	使用人	<u></u>
総数		名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業の業務に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。
- 8 特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

決済指図の伝達		
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数	口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	又は利用者数
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末に おける貯金者(法第 121 条の5の2第2項第1号に規定する貯金者をいう。以下同 じ。)若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者(特定信用事業電子決済等代 行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決 済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする特定信用事 業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者で ある貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る 基本契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別 契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接 利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に 行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数を もって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第121条の5の2第 2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者 又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画 像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引 に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのよう な件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 貯金者等(法第121条の5の2第2項第2号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係 る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

別紙様式第7号 (第50条の31の43第1項関係)

(日本工業規格A4)

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地

名 称氏 名

印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

水産業協同組合法(以下「法」という。)第121条の5の8第6項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 特定信用事業電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

- 3 特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況
 - (1) 組合又は連合会との間の契約の締結の状況

契約締結組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の 業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、組合又は連合会との間で法第 121 条の5の3第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会(法 第 121 条の5の3第1項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会を いう。3において同じ。)の名称を記載すること。

- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第121条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第50条の31の18に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第121条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- (2) 農林中央金庫との間の契約の締結の状況

同意組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫法第95条の5の5第1項の規定により特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「同意組合又は連合会名」欄は、法第 121 条の5の5に規定する同意をしている 組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。
- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、1の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	特定信用事業電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先 (第50条の31の27第1項第3号に規定する委託先をいう。以下 同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済

指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 特定信用事業電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、特定信用事業電子決済等代行業者として第50条の31の20第2項各号の委託を受けている特定信用事業電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

		使	用	人
総	数			名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業の業務に従事する使用人について記載すること。
- 2 臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。

(単位:件、者)

- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。
- 8 特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

決済指図の伝達		
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数	口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	又は利用者数
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末に おける貯金者(法第 121 条の5の2第2項第1号に規定する貯金者をいう。以下同 じ。)若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者(特定信用事業電子決済等代 行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決 済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする特定信用事 業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者で ある貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る 基本契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別 契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接 利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に 行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数を もって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第121条の5の2第 2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者 又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画 像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引 に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのよう な件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 貯金者等(法第121条の5の2第2項第2号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。) 若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係 る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日 主たる営業所又は 事務所の所在地

名 称氏 名

	価 額	摘要
資産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	\triangle	
その他		
計 (A)		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)		
(A) - (B) (記載上の注音)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、特定信用事業電子決済等代行業者が個人である場合に限り、特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを 切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、 取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残 高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算 出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の

取得時の自己資金+返済済み元金額

居住用面積

算出日の適正な評価価格 × に基づき算出した価額

取得時の借入金+取得時の自己資金

居住用面積+事業用面積

居住用の土地又は建物の

+ 算出日の適正な評価価格 に基づき算出した価額

事業用面積

居住用面積+事業用面積

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

居住用面積+事業用面積

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

X

7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

0 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大 蔵 省令第一号)

欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応 で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前 するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線

改正後
(業務の代理の認可の申請等)
第十一条 [略]
2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな
V.
[一~六 略]
七 業務代理組合の認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に
係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、認可の申請の日
を含む事業年度に設立された業務代理組合にあっては、当該業務
代理組合の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
八 業務代理組合が会計監査人を置く業務代理組合であるときは、
認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は
監査報告の内容を記載した書面
[九~十五 略]
3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申

ものとする。 請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査する

[一~十二 略]

に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の

当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該 係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契 れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に は前項第三号イ2に掲げる行為 座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又 所に(従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。 理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務 等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者 代理事業を行う事務所 約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く 部署を置いた従たる事務所)ごとに、当該責任者を指揮し法令 る当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあっては、 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 ②において同じ。)を行う場合にあっては、 それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当 「従たる事務所」 (主たる事務所以外の事務所 という。 (所属農林中央金庫等が受け入 に他の従たる事務所におけ これらの責任者 (以下イに (当該代 当該

[一~十二 同上]

イ

守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者 代理事業を行う事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の導 当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該 にあっては、 契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)を行う場合 業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事 2に掲げる行為 を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ 置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れ いて代理事業を営まない業務代理組合を除く。)、それぞれ配 該代理事業を統括する部署に(主たる事務所以外の事務所にお に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所の当 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 うちそれぞれ (所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者 名以上は、 次に掲げる区分に応じ (当該代理事業

「削る。」

[ロ〜ニ 略]

十四

略

十五 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ(1)十五 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ(1)十五 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ(1)

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金 ・ おび貸付条件が設定されることがあらかじめ決められて ・ であって ・ でって ・ でって ・ でって ・ でって ・ で

められる者 これと同等以上の能力を有すると認 一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認 務若しくは当座預金業務若しくは資金の貸付業務に通算して 前項第三号イ⑵に掲げる行為を行わない場合 当座貯金業

者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(3)(1)及び⑵以外の場合 資金の貸付業務に三年以上従事した

[ロ〜ニ 同上]

十五 同上]

イ 引が行われる可能性があると認められるものであること。 いう。 割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林中央金 業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の とその他の組合業務等における利用者との間の取引関係に照ら 条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品を する財務情報の機械的処理のみにより、 う契約に係るもの及び規格化された貸付商品 庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事 所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取 次号ロにおいて同じ。)に係るものを除く。)であるこ 貸付けの可否及び貸付 (資金需要者に関

ロ・ハ

[十六~三十九 略

写しを含む。)を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け 載した書面(イに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の 中央金庫等は、その旨を、 け出ることとする。 庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届 出ること。ただし、 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、 ハに掲げる場合にあっては、 理由書その他参考となるべき事項を記 所属農林中央金 所属農林

[号の細分を削る。]

略

イ 。)であることその他の組合業務等における利用者との間の取 引関係に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益 う契約に係るもの及び規格化された貸付商品に係るものを除く 割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林中央金 業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の ること。 が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであ 庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事

[ロ・ハ 同上]

[十六~三十九 同上

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、 庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届 出ること。ただし、 写しを含む。)を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け 載した書面(ロに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の 中央金庫等は、その旨を、 け出ることとする。 ニに掲げる場合にあっては、 理由書その他参考となるべき事項を記 所属農林中央金 所属農林

게 미 同上

イ

定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

同上

該当する行為を行ったことをいう。)が発生した場合の職務を行うべき者を含む。)若しくは職員が次のいずれかに人理事業に関する不祥事件(業務代理組合又はその役員(そ

(1) (2) 略

(4) [略]

[4 7 略]

。)をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る一 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更

二 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に

「9 12 略

復した場合

二 [同上]

(1) (2) 同上

生じさせることを含む。)
りの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足をのの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を

(4) 同上

[4 ~7 同上]

8 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事8 所属農林中央金庫等は、当該変更の日から二週間以内に、別表の項に変更があったときは、当該変更の日から二週間以内に、別表の

[号を加える。]

[号を加える。]

[9 12 同上]

-112-

第三十四条の三十八	略]	第十九条の三(第三 がびに第六号を除く の三(第三	[略]	アび第五項 アルチの 七第一項	略]	社に係る事項について準用する。 (銀行とみなされる特定承継会が第三十五条 次の表の上欄に掲げるの。 (銀行とみなされる特定承継会が) 別 則
銀行法第五十二条の三十六第一項に規		る主務省令で定めるもの銀行法第二十一条第二項前段に規定す		ものする農林水産省令・内閣府令で定める銀行法施行令第四条の二第二項に規定		社に係る事項について準用する。継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)附 則
第三十四条の三十八	[同上]	四号を除く。) 第十九条の三(第三	[同上]	及び第三項 の七第一項	[同上]	第三十五条 [同上] 附 則
銀行法第五十二条の三十六第一項に規		銀行法第二十一条第二項前段に規定す		もの。までは、おの一般では、おのでは、おのでは、おのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		十五条 [同上]

[略]	[略] 第三十五条 (第一項 第五号、第五号の二、第十六号の二、第十六号の二、第十号の二、第十号の二、第十 十六号の三、第十号の二、第十 号及び第二十四号の四、第五号及び第二十四号の四、第二項、第六項第三十四号のが第二十四号の部では、第二項の三、第十九十六号の三、第十九十六号、第五号及び第二号、第五号及び第二号、第五号及び第二号、第五号及び第二号、第五号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二	第三十四条の三十八
	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	定する主務省令で定める場合銀行法第五十二条の三十九第一項に規
	項び項ニ第の六、第第一	
[區出]	[同上] 第三十五条(第一項第二号、第五号、第五号の二、第十六号の二、第十六号の二、第十六号及び第二号、第三項、第五号及び第六号並びに第七 日	[項を加える。]
	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令の規定に基づく届出	定する許可に係る予備審査

						0					
行規則の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同表の下欄に掲げる字句	つこ翼こ曷げる司分つ見るのは「農林水産大臣及	二十七条第	第二頁、第十七条の五笠	第 五 前	2 前項の場合こおいて、	び第六号を除く。)	二号の二、第三号及第四十条(第一項第		\(\sigma_0 \)	八項及び第九項を除から第五項まで、第
読み替えられる字句 読み替える字句	同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	/) -	及び第六項を除く。)中「金融庁長官」	第上したの丘、第三上四たの丘上三の上三第二頁第二景位第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び	第十四条の	限亍去布亍規則の規定(第一条の三第一頁	る申請の標準処理期間よる許可、認可、承認又は指定に関す	いて準用する銀行法施行規則の規定に一銀行法、銀行法施行令又はこの条にお			書その他の書面の提出に係る経由官庁銀行法の規定による申請書、業務報告
字 句 	ネ オ オ	、次の表	官」とあ	再二身位	十第二項	三第一 [関す	定にお			終由官庁 一
行 読	ぞり) と	号》	支 二	第	2 			;		 第 か 第
行規則の	ぞれ同表の	り長りころとあるのは	号並びに第二章	上 項第二日	第 五 前	前	 を 除 く。	二号の一条	同上		第八項を第三十七
行規則の規定	ぞれ同表の下欄に対	この	号並びに第三十-	とが第二頁、第- 二項第二号、第-	第 五 前	前		二号の二及び第四十条(第			第八項を除く。第三十七条(第三十七条)
行規則の規定読み替える銀行法施	ぞれ同表の下欄に掲げるで	二闌こ曷げのは「農林:	十号七	第 第 十	第五号並びに第二	前項の場合では		二号の二及び第三号			第八項を除く。)第三十七条(第三項
行 法 施	でれ同表の下欄に掲げる字句に	二闌こ曷げのは「農林:		第 第 十	第五号並びに第二	前項の場合こおいて、		及び第三号(第一項第			、。)まで及び
行 法 施	ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読みなるまの	二闌こ曷げのは「農林:		第 第 十	第五号並びに第二	前項の場合こおいて、	申請の標る許可、	及び第三号(第一項第			、。)まで及び
行 法 施	でれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える。 のまの 1 相に抄にを同名の 実気中 同君の 1:	二闌こ曷げのは「農林:		第 第 十	第五号並びに第二	前項の場合こおいて、	申請の標る許可、	及び第三号(第一項第			、。)まで及び
	- ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとのまの1 #に抄じる同名の表気中間見の中間に抄	二闌こ曷げのは「農林:		第 第 十	第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四前項の場合にまいて、銀行治が行表則の表気	前頁の場合こおいて、退亍去砤亍見則の見主	申請の標る許可、	及び第三号(第一項第			、。)まで及び
	同表の下欄に	二闌こ曷げのは「農林:		第 第 十	第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四前項の場合にまいて、銀行治が行表則の表気	前頁の場合こおいて、退亍去砤亍見則の見主	申請の標る許可、	及び第三号(第一項第			く。) 書その他の書面の提出に係るなく第三項 銀行法の規定による申請書、
行 法 施	- ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 でえのJ析に抄じる同名の表気中同表の中析に抄じる言名に、それ	こ闌こ曷げる司令の見宮中司長の中闌こ曷げるぞ可よ、のは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか		をが第二頁、第十1条の五、第三十四条の五十三の十二第二頁第二二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項	第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四前項の場合にまいて、銀行治が行表則の表気	前項の場合こおいて、		及び第三号(第一項第			、。)まで及び原耳

第十七条の五第一項	[略]	第十七条の三第一項第十七条の三第二項	
十二号の三に掲げるいい、同条第一項第		貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付けに限る。)	
い う		貸付け 貸付け 第九十二条 の二第二項に組 を併せ営む電子 と併せ営む電子 と併せ営む電子 と所せ営む電子 と所せ営む電子 と所せ営む電子 と所せ営む電子	
第十七条の五第一項	[同上]	第十七条の三第一項第十一号の三第一項	
十二号の三に掲げるいい、同条第一項第		貸付け(住宅の購入けその他の消費者に限る。)	
い う		貸付け	

定読み替える命令の規	(信用農業協同組合連合会とみなされて) (信用農業協同組合連合会とみなされて) (信用農業協同組合連合会とみなされて) (信用農業協同組合連合会とみなされて) (信用農業協同組合連合会とみなされる。	略]				
規 読み替えられる字句	同、る規命る		金融庁長官	会社」という。)を	十五条第一項におい	公第五章並びに第三 会社(以下この章及
読み替える字句	同表の下欄に掲げる字句とする特定承継会社に係る農水産の場合における次の表の上欄規定により令附則第十六条第の場合における次の表の上欄規定により令附則第十六条第		農林水産大臣及			
定読み替える命令の規	第三十八条 [同上]	同上				
読み替えられる字句	一十八条 [同上] 「同上] 「同上] 「一十八条 [同上] 「同上] 「一十八条 [同上] 「同上] 「一十八条 [同上] 「一十八条 [四上] 「一十八条 [四十八条 [四十		金融庁長官	高度化等会社」とい	号において「銀行業十五条第一項第十二	会社(以下この章及
読み替える字句			農林水産大臣及			

難農水産業協同組		預金者	貯金者	農業協同組合及び農
こ見定ける圣営団際法第二条第五項				一の十九
業協同組合貯金保				令第五十七条の三十
り適用する農水産		預金の 	貯金の	信用事業に関する命
第二項の規定によ				業協同組合連合会の
))附則第三十三条		預金者	貯金者	農業協同組合及び農
強化法」という。				
八号。以下「再編				一の十八各号
成八年法律第百十				令第五十七条の三十
に関する法律(平	- - - - - - - - - - - - -	-		信用事業に関する命
				業協同組合連合会の
業の再編及び強化	省、令第二号)第五	預金者	貯金者	農業協同組合及び農
合等による信用事	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	預金者に	貯金者に	
定農水産業協同組	才 干	預金者を	貯金者を	 6 - 7 7 1
林中央金庫及び特	に関する法律施行規	り適用する法		一の十八をごし書一一令第五十七条の三十
ものれるもの並びに農	等に係る資金の活用	第二項の規定によ		信用事業に関する命
同組合とみなされる 協同組合とみなさ	するための休眠預金	法附則第三十三条		業協同組合連合会の
経営困難農水産業協経営困難農水産業	民間公益活動を促進	預金者(再編強化	貯金者(法	農業協同組合及び農

業に関する	養協司且で車台での 農業協同組合及び農		農業協同組合連合会の常五十七条の三十一の二十第二項第二一の二十第二項第二	業協同組合連合会の信用事業に関する命の二十第二項第一
貯金の	貯金者	貯金者等に	法第九十二条の五の二第二項第二号に規	
 預金の	預金者	預金者等に	再編強化法附則第三十三条第二項の る法第九十二条の る法第九十二条の を法第九十二条の を決定により適用する。	

用する農水産業協 るものに該当する 営困難農水産業協 項の規定により経 又は第百四条第二 第八十三条第三項 項の規定により適 則第三十三条第二 及び再編強化法附 る特定承継会社を 条第一項に規定す 化法附則第二十六 合に該当する特定 特定承継会社 同組合とみなされ 同組合貯金保険法 において同じ。) いう。以下この項 承継会社(再編強

		U	に関する法律施行規 等に係る資金の活用	するための休眠預金 民間公益活動を促進	一の三十七条の三十
			t	同組合とみなされる経営困難農水産業協	
成八年法律第百十八号。以下「再編	に関する法律(平	業の再編及び強化	林中央金庫及び特	協同組合とみなさ経営困難農水産業	

特定承継会社 るものに該当する 同組合とみなされ 営困難農水産業協 項の規定により経 又は第百四条第二 第八十三条第三項 同組合貯金保険法 用する農水産業協 項の規定により適 則第三十三条第二 及び再編強化法附 において同じ。) いう。以下この項 る特定承継会社を 条第一項に規定す 化法附則第二十六 承継会社(再編強 合に該当する特定 難農水産業協同組

(他の命令の適用)

四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項を除く。)	経済産業省	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金 三十一	[十七~三十 略] [十七~三十	百十一条第三項を除く。)	蔵省令第十号)(第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第 蔵省<	協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大 十六 は	[十二~十五 略] [十二~十五	三を除く。)	十三条第三項、第百五十二条の二第二項及び第百五十二条の二の	労働金庫法施行規則(昭和五十七年 大蔵省一等)(第八 十一 ※	+ [条第三項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く	信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号) (第百	略] [一~八	定を適用する。	連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規	でに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合	特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号ま
	庫法施行規則(平成二十年財 務 省令第一号) 内 閣 府	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金	>三十 同上]		蔵省令第十号)	協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大	>十五 同上]			労働金庫法施行規則(昭和五十七年 大蔵省一等)	.同上]		信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)	八同上]				

除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の[] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
五十八 [同上]	五十八 [略]
	第八十九条の十第一項に限る。)
	央金庫法施行規則(第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び
[号を加える。]	五十七の二 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中
[五十二~五十七 同上]	[五十二~五十七 略]
	十八第一項に限る。)
	第二項、第百四十七条の十六の二十及び第百四十七条の十六の三
[号を加える。]	五十一の二 農林中央金庫法施行規則(第百四十七条の十六の十八
[四十五~五十一 同上]	[四十五~五十一 略]
	条の三十一の四十七第一項に限る。)
	の三十一の二十七第二項、第五十条の三十一の二十九及び第五十
[号を加える。]	四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(第五十条
	°)
	十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第三項に限る
[号を加える。]	四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第百
	条の二第二項及び第百五十二条の二の三に限る。)
[号を加える。]	四十四の二 労働金庫法施行規則(第八十三条第三項、第百五十二
四十四 [同上]	四十四 [略]
	第二項及び第百七十条の二の三に限る。)
[号を加える。]	四十三の二 信用金庫法施行規則(第百条第三項、第百七十条の二
[三十二~四十三 同上]	[三十二~四十三 略]

-1	24	ļ–

 \bigcirc

上で必要な事項を記載した文書でしなければならない。	上で必要な事項を記載した文書でしなければならない。
第百三十二号)第九十五条第一項又は第二項に規定する事務を行う	第百三十二号)第九十五条第一項又は第二項に規定する事務を行う
事が同条第一項の規定に基づき農業協同組合法(昭和二十二年法律	事が同条第一項の規定に基づき農業協同組合法(昭和二十二年法律
2 令第六十二条第四項の規定による通知は、遅滞なく、都道府県知	2 令第六十三条第四項の規定による通知は、遅滞なく、都道府県知
ればならない。	ればならない。
条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなけ	条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなけ
1 農業協同組合法施行令(次項において「令」という。)第六十二	1 農業協同組合法施行令(次項において「令」という。) 第六十三
による主務大臣に対する報告等に関する命令	による主務大臣に対する報告等に関する命令
農業協同組合法施行令第六十二条第三項から第五項までの規定	農業協同組合法施行令第六十三条第三項から第五項までの規定
改正前	改 正 後
- 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	

〇 農林中央金庫法施行規則(平成十三年内 閣 府

部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応 するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え 正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

る。

一~三 [略]定める措置は、次の各号のいずれかとする。2 法第五十七条の二第二項第二号の紛争解決措置として主務省令で	五 [略] 理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。	四 令第五十五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処一〜三 [略]	て主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。第七十一条の三 法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置とし(農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)	第七十条 [略] (顧客に関する特別の非公開情報の取扱い)	改 正 後
2	五 [同上] 理する手続により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。	四 令第四十九条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処一〜三 [同上]	第七十一条の三 [同上] (農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)	第七十条 [同上] (特別の非公開情報の取扱い)	改正前

決を図る手続により農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること四 令第五十五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解

五 [略]

一略

から五年を経過しない法人 は常九十五条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日は令第五十五条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人ス 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の二 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の

ずれかに該当する者がある法人うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のい三、その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行

イ [略]

経過しない者又は令第五十五条各号に掲げる指定を取り消されよる指定を取り消された法人において、その取消しの日から五年をの八十四第一項の規定により法第九十五条の六第一項の規定により法第九十五条の六第一項の規定に

決を図る手続により農林中央金庫業務関連紛争の解決を図ること四 令第四十九条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解

五 [同上]

5 [同上]

[同上]

一 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の一 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八第一項の規定により法第九十五条の六第一項の規定による

三同上

イ [同上]

であった者でその取消しの日から五年を経過しない者た法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員

の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当すること第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

[略]

とする。

上になると見込まれること。る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけ

_イ・ロ 略」

庫法 する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特 特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定 律第百八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、 年法律第百八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等 定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四 及び株式会社商工組合中央金庫法 定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等 の二に規定する特定預金等、 法第五十九条の三に規定する特定預金等(ハを除き、以下 信用金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) (昭和二十六年法律第二百三十八号) 第八十九条 長期信用銀行法 (平成十九年法律第七十四号 第九十四条の二に規 (昭和二十七年法 労働金

であった者でその取消しの日から五年を経過しない者た法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員

第八十五条の十二 [同上] (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

一 [同上]

二同上

[イ・ロ 同上]

三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫 二に規定する特定預金等、 年法律第百八十三号) する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特 特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の五に規定 する特定預金等、 法 第百八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、 信用金庫法 定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律 法第五十九条の三に規定する特定預金等(ハを除き、以下 (昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の 銀行法 第六条の五の二に規定する特定預金等 (昭和五十六年法律第五十九号) 第十 長期信用銀行法(昭和二十七年法律 (昭和二十四 労働金庫

第九十七条 第百条 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ [3~7 略] 三 議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度 による認可(農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準 七の三 農林中央金庫電子決済等代行業(法第九十五条の五の二第 る業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)とする。 [八~三十九 略] [一〜七の二 略] (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等) (従属業務等) 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げ 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定 。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に 二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ 規定する電子決済等代行業に係る業務 [ニ~ト [略] 第二十九条に規定する特定預金等 略 略 [略] 略 2 第百条 第九十七条 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ [3~7 同上] 三 権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社 による認可(農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決 (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等) [八~三十九 同上] [号を加える。] [一〜七の二 同上] 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定 (従属業務等) 同上 [ニ〜ト 同上] [同上] 法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預 同上 同上 [同上]

会社とすることについての認可を除く。)について準用する。すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有

5·6 略

こと等についての認可の申請等)(業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得する)

第百条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫若しくはその子会社が合 に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけに掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけに掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

[一~四 略]

一 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項をしくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若は、当該認可に係る農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業工・

とについての認可を除く。)について準用する。の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有するこ

[5・6 同上]

又は保有することについての認可の申請等)(業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、

出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
と離れ、農林中央金庫又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申文は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申求の二、農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算し

[一~四 同上]

載した書面
、その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記

2 同上

前項の規定による認可の申請が

2

農林水産大臣及び金融庁長官は、

記載した書面

あったときは、 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するも

0

[一~三 略]

該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超え 好であり、かつ、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当 会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。 る議決権を取得し、 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良 若しくは保有した後又は外国の業務高度化等

五.

と見込まれること。 る業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する 務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若 ことにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げ しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とする 農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業

かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められるこ 務高度化等会社を子会社とした後も、農林中央金庫の業務の健全 権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後又は外国の業 の子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫若しくはそ

「八・九 略

3 前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可

[一~三 同上]

決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれるこ 可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議 好であり、かつ、農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良

五. 同上

資すると見込まれること。 有することにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号 度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、 に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上 農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高 又は保

られること。 務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認め を超える議決権を取得し、又は保有した後も、農林中央金庫の業 会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫及びその子

八・九 同上

3 前二項の規定は、 法第七十二条第八項ただし書の規定による認

議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又 超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とする (農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を

4 • 5

ことについての認可に限る。)について準用する。

(許可申請書のその他の添付書類

第百二十条 で定める書類は、 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令 次に掲げる書類とする。

略

時における貸借対照表又はこれに代わる書面 を含む事業年度に設立された法人にあっては、 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 法人であるときは、 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 当該法人の設立の

業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内 て同じ。)であるときは、 会計監査人設置会社 人設置会社をいう。 第百四十七条の十六の二十第 (会社法第二条第十一号に規定する会計監 許可の申請の日を含む事業年度の前事 一号へにおい

容を記載した書面

項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

> の認可に限る。)について準用する。 て取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権に ついて、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについて (農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超え

 $\frac{4}{5}$ 同上

、許可申請書のその他の添付書類

第百二十条 同上

二~六 同上

七 する会計監査報告の内容を記載した書面 を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規 **査人設置会社をいう。**)である場合にあっては、 時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面 を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立 度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日 会計監査人設置会社 法人であるときは、 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年 (会社法第二条第十一号に規定する会計監 許可の申請の日

[九~十三

十四四 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第

書面

(農林中央金庫代理業を遂行するために必要と認められる財産的基

礎

.

第百二十二条 [略]

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

事項を審査するものとする。
十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五第百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第

[一•二 略]

要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められるこ林中央金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、農

債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供 者を除く。)であるときは、その営む農林中央金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締 林中央金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締 林中央金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締 がる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国 がる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は 等別農 がの行った。ただし、特別農 はであること。ただし、特別農 はであること。ただし、特別農 はであるときは、その営む農林中央金庫代理業を営む

面

(財産的基礎

第百二十二条 [同上]

(農林中央金庫代理業の許可の審査

項を審査するものとする。
十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五第百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第

[一・二 同上]

三同上

信を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供 者を除く。) であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業 株中央金庫代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締 村の代理若しくは媒介又は法第九十五条の二第二項第二号に掲 がる行為(農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国 がる行為(として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供

定める者であること。

別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる特いて同じ。)を行う場合にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる特いて同じ。)を行う場合にあってその契約の締結に係する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係

| 当座預金業務を的確に遂行することができると認めらって、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者である者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でありを預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのあり。

(1)

とができると認められる者 すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行するこ業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有 (2) 法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付

削る。」

個人を含む。)であるときは、その営む農林中央金庫代理業のロー申請者が法人(二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む

それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。)を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じる審査に関与しないものを除く。)をいう。ロにおいて同じ。する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係

個人を含む。) であるときは、その営む農林中央金庫代理業のロ 申請者が法人 (二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む

こととし、 当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に 代理行為の内容の区分に応じ、 それぞれ一名以上は、次の①又は②に掲げる特別農林中央金庫 を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうち れぞれ配置していること。 な知識を有する者に限る。)を主たる営業所又は事務所に、そ 係る統括責任者(当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分 場合にあっては、 林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 庫代理業の業務を営む場合は、 おける当該農林中央金庫代理業の業務を管理する部署を置いた (主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所 を当該農林中央金庫代理業の業務を営む営業所又は事務所 「従たる営業所等」 一の営業所又は事務所においてのみ当該農林中央金 当該部署を置いた従たる営業所等)ごとに、 という。 ただし、 統括責任者を置くことを要した 当該①又は②に定める者である 特別農林中央金庫代理行為 に他の従たる営業所等に (以下口に (当該農

(1)る者又はこれ 当座 当座 当座預金業務を的確に遂行することができると認めら 預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのあ 預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 と同等以 能力を有すると認められる者であ

> 営業所又は事務所においてのみ当該業務を営む場合は、 それぞれ一名以上は、 任者を置くことを要しない。 内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとし、 金庫代理行為を行う場合にあっては、 る部署に、それぞれ配置していること。 る者に限る。)を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括す 指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任 林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る 業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者)を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を (当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有す 次に掲げる特別農林中央金庫代理行為の 責任者及び統括責任者の ただし、 特別農林中央 (当該農 統括青

(1)長官が定めるものである場合を除く。)。 場合並びに申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁 業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有す ると認められる者であること(申請者が兼業業務を営まない てその契約の締結に係る審査に関与しない場合 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であ 資金の貸付

れる者

とができると認められる者であって、当該業務を的確に遂行するこすると認められる者であって、当該業務を的確に遂行するこ業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有

[削る。]

「ハ〜ホ略

四 • 五

略

においては、次のいずれにも該当しないこと。証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合い、主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保

[イ・ロ 略]

業務における顧客との間の取引関係に照らして、農林中央金庫 () 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金 として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(資金 需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可 需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可 でる審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業 係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業 係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業

であること。 - であること。 - 下あること。 - 下あること。 - 下のののであるとこれと同等以上の能力を有すると認められる者 - 当座預金業務又は資金の貸付業務に通算して三年以上従 - 出第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為を行わない場 - 「別)

[八~ホ 同上]

回・五 同上]

六 [同上]

[イ・ロ 同上]

へ 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金 保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である 保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(貸付保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品(貸付存われる可能性があると認められるものに限る。)であってその 農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が 行われる可能性があると認められるものであること(申請者が 保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である 保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である

	(農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為)
第百四十三条 [同上](廃業等の届出)	第百四十三条 [略] (農林中央金庫代理業の廃業等の届出)
第百二十五条 [同上](変更の届出)	第百二十五条 [略] (農林中央金庫代理業に係る変更の届出)
	の所在地に復した場合 二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前場合に限る。)
	在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所で定める場合は、次に掲げる場合とする。
[条を加える。]	第百二十四条の二 準用銀行法第五十二条の三十九第一項の主務省令 (農林中央金庫代理業に係る変更の届出を要しない場合)
七 [同上]	- 七 [略]
[二・ホ 同上]	[二• 示略]
	他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。 性があると認められるものであること(申請者が保険会社その
場合を除く。)。	- と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能

第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるもの第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行項に規定する地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一年法律第百三号)第二条第一項に規定する大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

う媒介を除く。)を業とする者(以下この号において「相手方等行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達により行該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手

	央金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委
	六の三十六第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が農林中
	代行業者をいう。第百四十七条の十六の十七及び第百四十七条の十
	みなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等
	条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者と
	項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五
	省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者(同条第一
[条を加え	第百四十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の主務
	定めなければならない事項)
	(農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約に
	0
	方及び金額に係る情報を農林中央金庫に対して伝達する方法とする
	うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手
	させる為替取引を行うことについて農林中央金庫に対する指図を行
	預金者が農林中央金庫に開設している預金の口座に係る資金を移動
	省令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該
[条を加っ	第百四十七条の十六の四 法第九十五条の五の二第二項第一号の主務
	(農林中央金庫電子決済等代行業に該当する方法)
	当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの
	て、当該行為に先立って、農林中央金庫と当該相手方等との間で
	」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であっ

話を含む。以下この項、第百四十七条の十六の二十六第二項、第百四十七条の十六の二十七及び第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る本中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行っことができる措置に関する事項とする。

- 、次のいずれかに該当する者をいう。前項に規定する「農林中央金庫電子決済等代行業再委託者」とは
- を含む。)をする者を含む。)をする者を含む。)をする者との委託(二以上の段階にわたる委託、法第九十五条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受い、法第九十五条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受
- む。)を目的として、農林中央金庫電子決済等代行業者に対し、り提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含る情報を当該預金者等に提供すること(他の者を介する方法によ(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定す法第九十五条の五の二第二項第二号に規定する預金者等の委託

[条を加える。]	(農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準に含まれる 事項)
[条を加える。]	(農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準の公表方法) 第百四十七条の十六の七 農林中央金庫は、法第九十五条の五の四第により、農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫電子決済等代行業者の利用その他の適切な方法により、農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準の公表方法しなければならない。
[条を加える。]	(農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約の公表方法) (農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公決済等代行業者との間の契約の公表方法) 表しなければならない。
	にわたる委託を含む。)をする者農林中央金庫から当該情報を取得することの委託(二以上の段階

関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理 庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に のために行うべき措置 法第九十五条の五の三第一項の契約の相手方となる農林中央金

庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務の 執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制 法第九十五条の五の三第一項の契約の相手方となる農林中央金

定めなければならない事項 (農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に

第百四十七条の十六の九 事業電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決 等代行業者(同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用 組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済 省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者(農業協同 三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者 済等代行業者を含む。)又は水産業協同組合法第百二十一条の五 法第九十五条の五の五第三項第四号の主務 (同法第百)

平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)

第五十七条の三十一の二十

一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令

が特定信用事業電子決済等代行業再委託者

者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。

をいう。以下同じ。)

十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業

[条を加える。

[条を加える。]

農林中央金庫及び特定信用事業電子決済等

業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該 業者に委託した業務に関するものに限る。) に関して当該特定信用 業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に じ。)を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲 業電子決済等代行業再委託者をいう。以下この条において同じ。 する会員農水産業協同組合等をいう。 措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしてい 事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適 子決済等代行業再委託者の業務 規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電 産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為 る命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。) 又は水 げる行為(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関す の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同 省令第二号)第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事 協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産 きる措置に関する事項とする。 る会員農水産業協同組合等 正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行 (法第五十四条第四項第十号の三に規定 (当該特定信用事業電子決済等代行 以下同じ。)が行うことがで

公表方法) (農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約の

第百四十七条の十六の十

	決済等代行業又は水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項
	同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子
	業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業(農業協
	一 法第九十五条の五の五第一項の契約の相手方となる特定信用事
	で定める事項は、次に掲げる事項とする。
[条を加える。]	第百四十七条の十六の十二 法第九十五条の五の六第二項の主務省令
	事項)
	(特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準に含まれる
	スーミスペーンを対してはフレ
	ができるよう公長しますてばなっない。
	定信用事業電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧すること
	の他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等代行業者及び特
	ている会員農水産業協同組合等の名称を、インターネットの利用そ
	第一項に規定する基準及び法第九十五条の五の五第一項の同意をし
[条を加える。]	第百四十七条の十六の十一農林中央金庫は、法第九十五条の五の六
	(特定信用事業電子決済代行業者に求める事項の基準等の公表方法
	ければならない。
	代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しな
	ネットの利用その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等
	農水産業協同組合等は、同条第三項各号に掲げる事項を、インター
	代行業者並びに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員

一 認定業務(法第九十五条の五の七に規定する認定業務をいう。 書類は、次に掲げる書類とする。 第百四十七条の十六の十五 令第四十九条第二項の主務省令で定める [条を加える。 (認定の申請書の添付書類)	第百四十七条の十六の十四 法第九十五条の五の五第一項の同意をし [条を加える。第百四十七条の十六の十四 法第九十五条の五の五第一項の同意をし [条を加える。第することができるよう公表しなければならない。	とする。 (会員農水産業協同組合等が公表しなければならない事項) とする。	執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制 業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務の

実施の方法を記載した書類次号及び第百四十七条の十六の三十七第六号において同じ。)の

一 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有する

ことを明らかにする書類

と前さらにと用ういことの書質にあっては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基二 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人

四ので、そのでは、これに代わる書面である。ことを明らかにする書類

する書面 婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証 一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該 工 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第四十九条第

ハ その他参考となるべき事項を記載した書類

、協会員名簿の縦覧)

認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、等代行事業者協会をいう。以下同じ。)は、その協会員名簿を当該協会(法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済第百四十七条の十六の十六 認定農林中央金庫電子決済等代行事業者

(農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る

公衆の縦覧に供するものとする。

名簿の縦覧

第百四十七条の十六の十七 済等代行業者に係る名簿を農林水産省及び金融庁に備え置き、公衆 成した法第九十五条の五の九第二項の規定による届出をした電子決 農林水産大臣及び金融庁長官は、その作 [条を加える。

縦覧に供するものとする。

(農林中央金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第百四十七条の十六の十八

用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号の主務省令で定 法第九十五条の五の十第一項において準

める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項

五条の五の二第二項第一号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三 この条及び第百四十七条の十六の二十において同じ。)が法第九十 については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下

に規定する行為を除く。)を行う場合に限る。

に当該営業所又は事務所を有するときに限る。 国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあっては、 に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(登録申請者が外 農林中央金庫電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談 国内

加入する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の名称

る場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先 の商号、 農林中央金庫電子決済等代行業の業務の一部を第三者に委託す 名称又は氏名及び所在地

他に業務を営むときは、 その業務の種類

前項第一号及び第四号に掲げる事項は、 銀行等 (銀行、 農業協同

2

[条を加える。

-147-

第一 組合、 載することを要しない。 録申請書をいう。第百四十七条の十六の二十において同じ。)に記 申請者である場合にあっては、 十及び第百四十七条の十六の三十八第一項において同じ。)が登録 並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。第百四十七条の十六の一 組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、 組合連合会、漁業協同組合、 組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同 項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登 信用金庫連合会、 水産加工業協同組合連合会、 労働金庫、 漁業協同組合連合会、 登録申請書(法第九十五条の五の十 労働金庫連合会、農林中央金庫 信用協同組合、 中小企業等協同 水産加工業協同 信用

(農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容及び方法)

一 農林中央金庫電子央済等代行業に系る行為のうち、法第九十五めるものは、次に掲げるものとする。 用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号の主務省令で定第百四十七条の十六の十九 法第九十五条の五の十第一項において準

ずれも行う場合は、その旨)
る行為(第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。)のい規定する行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げ条の五の二第二項各号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に農林中央金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第九十五

二 取り扱う農林中央金庫電子決済等代行業の業務の概要

農林中央金庫電子決済等代行業の業務の実施体制

とする。 前項第三号に規定する実施体制には、 次に掲げる事項を含むもの

る情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制 農林中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関

第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、 適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託 央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の 農林中央金庫電子決済等代行業の業務(法第九十五条の五の二 、農林中

三 農林中央金庫電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役 する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

(登録申請書のその他の添付書類)

第百四十七条の十六の二十 申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。ただし、 用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号の主務省令で定 登録申請者が銀行等である場合には、これらの書類を添付すること める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、 法第九十五条の五の十第一項において準

登録申請者が法人である場合には、 役員(法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法 次に掲げる書類

を要しない。

イ

役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下 第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、

この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、

当該役員の沿革を記載した書面

登記事項証明書)又はこれに代わる書面 役員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の

面氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の代名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に

にも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれ二 役員が法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法

照表又はこれに代わる書面)
立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対表又はこれに代わる書面(登録の申請の日を含む事業年度に設示を録の申請の日を含む事業年度に設定している。

項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請

登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

登録申請者の履歴書

口

)の住民票の抄本(当該代理人が法人であるときは、当該代理るときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。登録申請者(当該登録申請者が外国に住所を有する個人であ

人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

前の氏名を証する書面録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて

第十五号により作成した財産に関する調書 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式

(農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

の縦覧に供するものとする。子決済等代行業者登録簿を農林水産省及び金融庁に備え置き、公衆

必要と認められる財産的基礎)(農林中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために

準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イの主務省令 | 第百四十七条の十六の二十二 法第九十五条の五の十第一項において | [条を加える。]

で定める基準は、純資産額(第百四十七条の十六の二十第一号ホに

規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに

計額を控除した額をいう。)が負の値でないこととする。

[条を加える。

1 - 1

[条を加える。]	(農林中央金庫電子決済等代行業に係る変更の内容及び変更年) (農林中央金庫電子決済等代行業に係る変更の届出) (農林中央金庫電子決済等代行業者は、別表第三の上欄に掲げるで、農林中央金庫電子決済等代行業者は、別表第三の上欄に掲げる下欄に定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。
	十七条の十六の十八第一項第四号に掲げる事項を変更に掲げる場合とする。) 「関でする所在地の変更に係る営業所又は事務所のので掲げる場合とする。) 「復した場合(変更前の所在地に復することが明らかる。) 「復した場合(変更前の所在地に復することが明らからでである。)
「条を加える。」	

臣及び金融庁長官に提出しなければならない。 原第一号に掲げる事項を記載した書面(法第九十五条の五の二第二項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第九十五条の五の二第二月日を記載した届出書に理由書及び第百四十七条の十六の十八第一

(農林中央金庫電子決済等代行業の廃業等の届出)

金融庁長官に提出するものとする。

である。

ではないて、

ではないて、

ではないて、

ではないて、

のものとする。

商号、名称又は氏名

登録年月日及び登録番号

三 届出事由

兀

月日条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二

度先 でときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲たときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲たとき又は農林中央金庫電子決済等代行業の全部の承継を 一会社分割により農林中央金庫電子決済等代行業を廃止したときは、その理由 五 農林中央金庫電子決済等代

(農林中央金庫電子決済等代行業者の利用者に対する説明)

7.1. 育一頁(ころ)(こ) 「私 メラス記目)

展林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の二第二人の 原各号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に規定する行為を除 でする農林中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。 定する農林中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。 定する農林中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。 定する農林中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。 に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、農林中央金庫電子決済等代行業再委託者(第百四十七条の十六の五第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。 の委託を受けて、法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為を除 く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法 に掲げる事項を明らかにすることができる。

の六十一の八第一項第五号の主務省令で定める事項は、

次に掲げる

法第九十五条の五の十第

一項において準用する銀行法第五十二条

事項とする。

- 登録番号
- その上限額又はこれらの計算方法 利用者が支払うべき手数料、 報酬若しくは費用の金額若しくは
- 号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合 条の十六の三に規定する行為を除く。)を行う場合において、 には、その額 法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為 (第百四十七
- げる行為(第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。)を 行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い(手数 利用者との間で継続的に法第九十五条の五の二第二項各号に掲 報酬又は費用の計算方法を含む。)
- 五. 規定する行為を除く。)を行う場合には、その旨 条の五の二第二項各号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第九十五
- 庫電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項 その他当該農林中央金庫電子決済等代行業者の営む農林中央金

第百四十七条の の提供 (農林中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者 十六の 農林中央金庫電子決済等代行業者は、

農林中央金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第九十五条の五

の二第二項各号に掲げる行為

(第百四十七条の十六の三に規定する

該説明を行うことができる。 だ為を除く。)を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、 に表示させる方法その他の適切な方法により、農林中央金庫電子決済等代行業 再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為(第百四十七条の 再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為(第百四十七条の 中央金庫電子決済等代行業再委託者又は農林中央金庫電子決済等代行業 林中央金庫電子決済等代行業再委託者又は農林中央金庫電子決 が説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

行う場合に限る。)を介して行うことができる。

の情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されて関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についてその取り扱う個人である農林中央金庫電子決済等代行業者は、情報の取扱い) 農林中央金庫電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業者は、	(農林中央金庫電子決済等代行業者の個人利用者情報の安全管理措 (農林中央金庫電子決済等代行業者は、そ 家百四十七条の十六の三十 農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に関 の取り扱う個人である農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に関 る場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託す る場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託す ない。	(農林中央金庫電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなけれ係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなけれ係る電子情報処理組織の管理措置)
(指 [条を加える。]

業者が法人である場合においては別紙様式第十六号により、個人で電子決済等代行業に関する報告書は、農林中央金庫電子決済等代行第百四十七条の十六の三十四 法第九十五条の五の十第一項において(農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書の様式等)	ら十年間保存しなければならない。	の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。	確保するための措置を講じなければならない。その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことをしない情報をいっし、を取り扱うときに、適切な業務の過售の確保し
[条を加える。]	[条を加える。]	[条を加える。]	

らない。 を過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければな 書及び収支の状況を記載した書面を、それぞれ添付して、事業年度 、個人にあっては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調 人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を ある場合においては別紙様式第十七号により、それぞれ作成し、法

- 及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣項に規定する期間内に農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告2 農林中央金庫電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前
- 及び金融庁長官に提出しなければならない。
 けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣3農林中央金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受
- 認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
 第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないとあったときは、当該申請をした農林中央金庫電子決済等代行業者が農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請が

(公告の方法)

は、官報によるものとする。 準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告第百四十七条の十六の三十五 法第九十五条の五の十第一項において

らない情報) (認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に報告しなければな

めるものは、次に掲げる情報とする。
準用する銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項の主務省令で定第百四十七条の十六の三十六 法第九十五条の五の十第一項において

農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関する情報では、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びては、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びでは、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びでは、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びでは、商号又は名称、営業所又は事務所の所在地、電話番号及びでは、商号又は名称、営業所以の事務に関する情報

情報

一大決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げるで、法第九十五条の五の三第一項に規定する契約を締結せとの間で、法第九十五条の五の三第一項に規定する契約を締結せとの間で、法第九十五条の五の三第一項に規定する契約を締結せとの間で、法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為(第百四十七条)

済等代行事業者協会が必要と認める情報 この他利用者の利益を保護するために認定農林中央金庫電子決

(認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供)

第百四十七条の十六の三十七 法第九十五条の五の十第一項において [条を加える。

報は、 準用する銀行法第五十二条の六十一の二十九の主務省令で定める情 次に掲げる情報とする。

法の解釈に関する情報

入検査の結果及びその内容に関する情報 法に基づく報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立

三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関

する情報

兀 する情報 決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関 農林中央金庫電子決済等代行業者の業務又は農林中央金庫電子

五. 決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報 農林中央金庫電子決済等代行業者の業務及び農林中央金庫電子

その他認定業務を適正に行うために農林水産大臣及び金融庁長

官が必要と認める情報

(農林中央金庫電子決済等代行業者の届出等)

第百四十七条の十六の三十八 準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、 法第九十五条の五の十第一項において 次に

第二項第一号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に規定する行 等でない農林中央金庫電子決済等代行業者が法第九十五条の五の二 掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、

為を除く。)を行っているときに限る。

[条を加える。]

銀行

-161-

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

易合 法第九十五条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更した

た場合 第百四十七条の十六の十八第一項第四号に掲げる事項を変更し

2 農林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の十第一2 農林中央金庫電子決済等代行業者は、法第九十五条の五の十第一

。 たときの届出を除く。)は、半期ごとに一括して行うことができる 第五項の規定による届出(農林中央金庫電子決済等代行業を開始し 3 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十三条

有する個人等に係る特例)(農林中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を(農林中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を

る書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができな令の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営むう外国に住所を有する個人(農林中央金庫電子決済等代行業を営もうるの規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営もうる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができない。以下この条にとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条にとする外国法人又はの場では、特別の事情により日本語をもって記載することができなる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができなる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができなる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができなる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができなる書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができない。

ものがあるときは、英語で記載することができる。

ができる。 出書に添付する書類 定により農林水産大臣及び金融庁長官に提出する申請書若しくは届 法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの命令の規 てこれに準ずるものを農林水産大臣及び金融庁長官に提出すること 有する個人は、法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行 農林中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を (次項において「添付書類」という。) に代え

3 官に提出することができない場合には、これらの書類は、 付書類又はこれに準ずるもののいずれも農林水産大臣及び金融庁長 有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添 大臣及び金融庁長官に提出することを要しない。 農林中央金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を 農林水産

(紛争解決等業務に関する報告書の提出

第百四十七条の二十九 作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に すべき紛争解決等業務に関する報告書は、 行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成 法第九十五条の八第一項において準用する銀 別紙様式第十九号により

提出しなければならない

(届出事項

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第百四十七条の二十九 すべき紛争解決等業務に関する報告書は、 作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に 提出しなければならない 行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成 法第九十五条の八第一項において準用する銀 別紙様式第十五号により

同上

2 5 5

(届出事項

第百五十条 農林中央金庫は、 の旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。 [一~十七 次のいずれかに該当する場合には、 そ 第百五十条 [一~十七 同上 同上

[号を加える。]

十七の二 農林中央金庫が農林中央金庫又はその子会社が合算して

うちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった その基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権の

業務の全部を廃止した場合(前二号の場合を除く。) 数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若し くは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権

一十八~三十一

2 5

号までに規定する議決権について準用する 法第二十四条第五項の規定は、 第 項第十七号の二から第二十

(標準処理期間

第百五十二条 十五条の六第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、 該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第九 に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当 定による認可、承認、 農林水産大臣及び金融庁長官は、法又はこの命令の規 登録、 認定又は指定に関する申請(予備審査

一月以内にするよう努めるものとする。

[号を加える。]

一十八~三十一 同上

6

法第二十四条第五項の規定は、

第

項第十八号から第二十一号ま

(標準処理期間

でに規定する議決権について準用する。

第百五十二条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法又はこの命令の規 除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対す る処分をするよう努めるものとする。 定による認可、承認又は指定に関する申請(予備審査に係るものを るよう努めるものとする。 項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内に ただし、法第九十五条の六第

別表第三(第百四十七条の十六の二十四第一項関係)

_		
川長		
.1		
Ė		
_		
7		
-		
卩		
Ž		
,		
Ó		
0		

2

同上

L 另 表を力える

-165-

商号、

名称又は氏名

新商号等

法人であるときは

変更に係る事項

届出事項

記載事項

添付書類

て「商号等」という

変更年月日 旧商号等

。以下この表にお

準ずるものを含む 項証明書(これに を記載した登記事

いて同じ。)

日本における代理

人が法人であると

の変更

(以下この表におい

ある場合に限る。)

ときは、住民票の 理人が個人である 住所を有する個人で 等代行業者が外国に

記事項証明書又は 事項を記載した登 きは、変更に係る

これに代わる書面

日本における代

林中央金庫電子決済

 \equiv

変更年月日 旧商号等 新商号等

の商号等の変更(農 日本における代理人

役員(法第九十五条 の五の十第一項にお いて準用する銀行法 いて準用する銀行法 の三第一項第二号に 規定する役員をいい そきは、その職務を ときは、その職務を	日本における代理人の変更(農林中央金者が外国に住所を有する個人である場合に限る。)
一変更があった役 別日 変更があった役 単の氏名又は名称	一 変更前の日本に 一 変更前の日本に 二 変更後の日本に 三 変更後の日本に 号等 号等
一 法人の登記事 項証明書 二 就任する役員 に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就 任する役員が 任する役員が	抄本又はこれに代わる書面一 理由書二 変更後の日本における代理人の住民票の抄本(当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がは、当該代理人がおる書面

以
以下この
この表におい
おいて

ハ 婚姻前の氏 項の届出書に の二十四第一 併せて第百四 名を、氏名に 代わる書面 記事項証明書 当該役員の登 あるときは、 役員が法人で 載した書面) 員の沿革を記 ときは、当該 るものでない の氏名を証す に掲げる書面 において、ロ 記載した場合 が当該婚姻前 十七条の十六 本(就任する)又はこれに 住民票の抄

) 営 下 業 済 農	
農林中央金	
農林中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所(以業がでいるにおいて「営業所等」という。	
一 設置した営業所 等の名称 等の名称 三 設置した営業所 三 設置した営業所 会庫電子決済等代	
業の業務の内容 で営む農林中央 で営む農林中央 で営む農林中央	
内等中業 業	
	誓を者もでロ第の法準一条 を 約当での(1)一六第用項の法証 す該あ当いか項十五すに五第す前
	誓を当びいる。 「は、 を証する書の での、は、 の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更(農林中央金庫電子決済等代行金庫電子決済等代行金庫電子決済等代行	営業所等の廃止	更 営業所等の名称の変	変更変更の所在地の	
の名称又は所在地 の名称又は事務所 ご 変更後の主たる ご 変更後の主たる	二 廃止年月日地 衆の名称及び所在 廃止した営業所	三 変更年月日 二 変更後の名称 一 変更前の名称及	三 変更年月日 二 変更後の所在地 の所在地	四 営業開始年月日
証明書を登記事項を				

協会への加入協会への加入	利用者からの苦情又は相談に応ずる営業地又は連絡先の変更	個人である場合であって、外国に主たる営業所又は事務所を
一 加入した認定農	一 変更前の利用者 からの苦情又は相 からの苦情又は相 地又は事務所の所在 地又は連絡先 地又は連絡先 で更後の利用者 がらの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相 からの苦情又は相	三 変更年月日
認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認する		

容又は委託先の変更 委託に係る業務の内 協会からの脱退 子決済等代行事業者 認定農林中央金庫電 会の名称 林中央金庫電子決 済等代行事業者協 脱退年月日 脱退した認定農 変更の内容 変更年月日 電子決済等代行事 業者協会から脱退 認定農林中央金庫 面 ることができる書 した事実を確認す

別紙様式第十五号を別紙様式第十九号とし、 別紙様式第十四号の次に次の四様式を加える。

の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考

表中の

別紙様式第15号(第147条の16の20第2号ニ関係)

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 計(A)		
負 債 計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- 1 この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 (A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。
- (1) 基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。
- (2) 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。
- (3) 土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、 算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地 又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを 原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計 額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支 えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の

算出日の適正な評価価格 ×

取得時の自己資金+返済済み元金額

居住用面積

に基づき算出した価額

取得時の借入金+取得時の自己資金

居住用面積+事業用面積

居住用の土地又は建物の

+ 算出日の適正な評価価格

事業用面積

居住用面積+事業用面積

に基づき算出した価額

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

 \times

居住用面積+事業用面積

- (4) 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。 (5) 営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A) の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第16号 (第147条の16の34第1項関係)

(日本工業規格A4)

農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

年 月 日から年 月 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地 商号又は名称 代表者氏名

囙

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その 旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

農林中央金庫法(以下「法」という。)第95条の5の9第6項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 農林中央金庫電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における農林中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

契約年月日	農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

「農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、農林中央金庫との間の契約に従って営む農林中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第95条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第147条の16の3に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第95条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	農林中央金庫電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第147条の16の18第1項第3号に規定する委託先をいう。以下同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する農林中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 農林中央金庫電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、農林中央金庫電子決済等代行業者として第147条の16の5第2項各号の委託を受けている農林中央金庫電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役員	うち非	常勤 使用	人計	
総数		名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における農林中央金庫電子決済等代行業の業務に従事する役員及 び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における農林中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所 について記載すること。

2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 農林中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

決済指		
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数	口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	又は利用者数
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末に おける預金者(法第95条の5の2第2項第1号に規定する預金者をいう。以下同じ。) 若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者(農林中央金庫電子決済等代行業 再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該農林中央金庫電子決済等 代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする農林中央金庫電 子決済等代行業再委託者や農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である 預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る基本 契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。 以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用す る預金者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第95条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、農林中央金庫電子決済等代行業者又は農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を 含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 預金者等(法第95条の5の2第2項第2号に規定する預金者等をいう。以下同じ。) 若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係 る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する預金者等若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

別紙様式第17号 (第147条の16の34第1項関係)

(日本工業規格A4)

農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

年 月 日

主たる営業所又は 事務所の所在地

 名
 称

 氏
 名

名 印

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その 旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
- 1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

農林中央金庫法(以下「法」という。)第95条の5の9第6項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 農林中央金庫電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における農林中央金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

契約年月日	農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

「農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、農林中央金庫との間の契約に従って営む農林中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達(法第95条の5の2第2項第1号に掲げる行為(第147条の16の3に規定する行為を除く。)をいう。以下同じ。なお、法第95条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	 所在地	委託契約年月日	農林中央金庫電子決済等 代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第 147 条の 16 の 18 第 1 項第 3 号に規定する委託先をいう。以下同じ。) があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「農林中央金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する農林中央金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 5 農林中央金庫電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、農林中央金庫電子決済等代行業者として第147条の16の5第2項各号の委託を受けている農林中央金庫電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

		使	用	人
総	数			名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における農林中央金庫電子決済等代行業の業務に従事する使用人 について記載すること。
- 2 臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における農林中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 農林中央金庫電子決済等代行業の実施状況

(単位:件、者)

決済打		
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数	口座情報の取得・提供の契約件数
	〔為替取引に至らなかっ	又は利用者数
	た件数を含むか否か〕	
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(法第95条の5の2第2項第1号に規定する預金者をいう。以下同じ。)若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者(農林中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図の伝達に係る基本契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に 行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数を もって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第95条の5の2第 2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、農林中央金庫電子決済等代行業者 又は農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画 像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引 に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのよう な件数を記載したかを留意事項として記載すること。
 - また、〔〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における 預金者等(法第95条の5の2第2項第1号に規定する預金者等をいう。以下同じ。) 若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係 る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利 用する預金者等若しくは農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載するこ と。

(日本工業規格A4)

財産に関する調書 (年月日現在)

年 月 日

主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

	価	額	摘	要
資産				
現金・預金				
有価証券				
未収入金				
貸付金				
土地				
建物				
備品				
権利				
貸倒引当金	Δ			
その他				
計 (A)				
負 債				
借入金				
未払金				
前受金				
その他				
計 (B)				
(A) - (B)				

(記載上の注意)

- 1 この調書は、農林中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを 切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものにあっては、 取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残 高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算 出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用(事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。)の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額=

居住用の土地又は建物の

算出日の適正な評価価格 ×

取得時の自己資金+返済済み元金額 × _______居住用面積

居住用面積 居住用面積 居住用面積 十事業用面積

金

に基づき算出した価額

取得時の借入金+取得時の自己資金

+ 算出日の適正な評価価格 に基づき算出した価額

居住用の土地又は建物の

事業用面積

居住用面積+事業用面積

事業用面積

「借入金」の価額 = 算出日の借入金の価額 ×

居住用面積+事業用面積

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

 \bigcirc 内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十

七年内 閣 府令第三号)

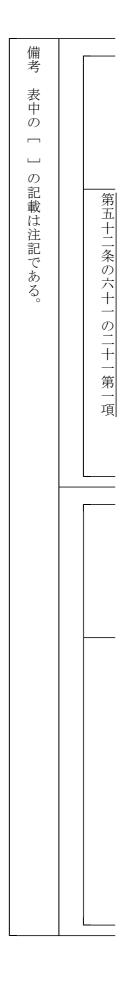
で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線

水産業協同組合法 (第五十三条第一項 (第五十四条の二第六項 (「一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一年、一	三十二号 十二条の六十一の十二	改正後
中町町畑川州		
工百四十二号) 二百四十二号)	別表第一(第三条関係)	
第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第五十三条第三項、第九十六条第三項及び第 百条第三項において準用する場合を含む。) において準用する場合に限る。)並びに第五 十八条の三第一項及び第二項(これらの規定 を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第 を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第		改正前

	[略]	[略] [略] [略] [略] [略] [下] [下] [下] [下] [下] [下] [下] [下
項において準用する銀行法第五十二条の六十 第十一条第二項及び第九十二条の五の九第一		第十一条第七項において準用する会社法(平 第十一条第七項において準用する会社法(平 第二項及び第三百十一条第三項、第二十七条の二第一項、第二十八条の二第一項及び第二項、第二十七条の三第 三十六条第一項及び第二項、第四十九条の四 第二項及び第三項、第五十二条第一項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四 十五条の二第二項において準用する同法第四 「可並びに第九十五条の五の十第一項とび第三項、第七十五条の二第二項において準用する同法第四十五条の三第二項並びに第九十五条の五の十第一項とび第二項並びに第九十五条の五の十第一項とび第二項並びに第九十五条の五十二条の六十一の十二 「で準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
別表第二(第五条関係)	[同上]	[同上] [同上]
第十一条第二項		第十一条第七項において準用する会社法(平第十一条第一項及び第三項、第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項、第二十八条の二第一項及び第三百十条第一項、第三十五条の二第二項及び第二項、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第五十二条第一項、第一項及び第二項とび第二項とび第二項とび第二項とび第二項とび第二項とび第二項とび第二項と

農業協同組合法	別表第三(第八条関係)	[略]	農林中央金庫法	農業信用保証保険法	[略]	水産業協同組合法
銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項第九十二条の五の九第一項において準用する			銀行法第五十二条の六十一の十二第九十五条の五の十第一項において準用する	第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項		第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第五十三条第三項において準用する場合を含む。) 及び第百二において準用する場合に限る。) 及び第百二において準用する場合に限る。) 及び第百二において準用する場合に限る。) 及び第三項及び第二条の五の九第一の十二
	別			曲		-10
[項を加える。]	別表第三(第八条関係)	[同上]	[項を加える。]	農業信用保証保険法	[屆上]	水産業協同組合法
				第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項		第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(

農林中央金庫法	略]	水産業協同組合法
第十一条第七項において準用する銀行法百十条第七項第一号及び第三百十一条第四項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十一条第一項とおいて準用する銀行法		第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第五十三条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合に限る。)、第五十八条第三項とび第二項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百九十二条第三項とび第二項(これらの規定を第一項において準用する場合を含む。)並のに第百二十一条の五の九第一項において準用する場合を含む。)がに第百二十一条の五の九第一項において準用する場合を含む。)が
農林中央金庫法	同上	水産業協同組合法
第十一条第七項において準用する会社法第三第十一条第七項第一号及び第三百十一条第四項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第三項第一号、第二十九条の二第三項第一号、第二十九条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第三項第一号、第二十八条の二第三項第一号、第二十九条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条の二第二項第一号、第二十八条第二項第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第二目第		



附 則

(施行期日)

第 一条 この 命 令は、 銀 行法 等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (以 下 「改正法」 という。 の施行 \mathcal{O} 日 (平成三十年

六月一日)から施行する。

この命令の施

行の日

(以 下

「施行日」

という。

かか

ら改正法附則第二条第四

項に規定する政令で定

(農業協同 組 合及び農業協 同 .組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

 \Diamond る日までに おける第一条 \mathcal{O} 規定による改正 後の農業協 同 組合及び農業協同 組合連合会の信 用 事 業に記 関 す

る命令 (以下この条に お 7) 7 「新農業協同 組 合等 信用事業命令」という。) 第三十五条及 び第五 十七 条 \mathcal{O}

三十一 の 二 十 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適 用 に つい て は、 新農業 協 同 組 合等信用事 業 命令第三十五条第二 一項第 号 \mathcal{O} 八 中

以下」 とあ る \mathcal{O} は 「第五 十七 条の三十一の二十第一 項及び 第五十七 条の三十一の二十三を除き、 以下」 لح

新 農業協| 同 組 合等信用事業命令第五十七条の三十一の二十第一項中 「同条第一項に規定する特定信 用 事

業電子決済等代行業者」とあるのは 「特定信用事業電子決済等代行業 (法第九十二条の五 の二第二項第

号に掲げる行為 (第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。 を行う営業をいう。 第五 十七条の

号、 三十一の二十三までにお 業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。 規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、 三十一の二十三において同じ。)を営む者」と、 の二第二項第一号」と、 第五十七条の三十一の二十六」と、 同条第二項第一号中 いて同じ」と、 「第九十二条の五 「以下同じ」とあるのは 「に対し、」とあるのは 「第五十七条の三十一の二十六」 法第九十二条の五の八第六項の規定により の二第二項各号」 次条から第五十七条の三十一の二十三ま 「以下この項及び 「(法第九十二条 とあ る とあるのは 0 次条から第五 は \mathcal{O} 「第九十二条 五. の 三 特定信 「次項第一 十七七 第 項に 用 条 \mathcal{O} 事 五. \mathcal{O}

でを除き、 以下同じ。) に対し、」とする。

(漁業協

同

組

合等の

信用事業等に関する命令の

部改正

に伴う経過

措置

第三条 施 行 日 カン ら改| 正 法附 則第二条第四 項に規定する政令で定め る 日までにおける第二条の規定による改

正 後 \mathcal{O} 漁業協 第二十六条及び第五十条の三十一の二十の規定の適用については、 同 組合等 の信用 事業等に関する命令(以下この条にお (1 て 「新漁業協 新漁業協 同 組 合等信 同 組 合等信 用 事 業 用 命 令 事

業命令第二十六条第三項第一号の五中「以下」とあるのは

「第五十条の三十一の二十第一項及び

第五

条

の三十一の二十三を除き、

以 下 」

と

新漁業協

同

組合等信用

事業命令第五十条の三十一の二十第一

項中

-188-

十六」 八第六項の規定 第百二十一条の 法第百二十一 同 あるのは 及び次条から第五十条の三十一の二十三までにおいて同じ」と、 を行う営業を · 条 第 とあ 一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者」 「第百二十一条の五の二第二項第一号」と、 る 条 \mathcal{O} 7 定によ う。 五の三第一項に規定する特定信用 は \mathcal{O} 五. 「次項第一 り 第五 の二第二項第一号に掲げる行為 特定! 十条の三十一の二十三に 信用事業電子決済等代行業者とみなされ 号、 第五十条の三十一の二十六」と、 事 お ・業電子決済等代行業者をい 7 (第五 同条第二項第一号中「に対し、 て 同 とあるのは ľ 十条の三十一の十八に規定する行為を除く。) 「第百二十一条の五の二第二項各号」と を営む者」と、 る電子決済等代行業者を含む。 「以下同じ」 「特定信用事業電子決済等代行業 V) とある 第五 法第百二十一 とあるの \mathcal{O} 十条の三十一の二 は 「以下この は 条 次条か \mathcal{O} 五. **(**法 項 \mathcal{O}

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

ら第五

十条

の三十一の二十三までを除き、

以下同

じ。)

に対し、」とする。

第四条 条、 正 後 第百四 \mathcal{O} 農 施 林 行 中 + 日 -央金庫 Ł から改一 条の 十六の五、 法 Ī 施 法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第五条の規定による改 行 規則 第百四十七条の十六 (以下この条にお いて の九及び第百四十七条の十六の十二の規定 「新農林中央金庫 法施行規則」という。 \mathcal{O} 適用 第九 に 十七 0

次条 十六 一項各号」 する行為を除く。 十 ては、 匹 は 五 は 電 + 十七七 七条の十六の十七」とあるのは 0 か \mathcal{O} 子 以 ら第一 九 決 \mathcal{O} 五 (法 第 済等代 第 新農林中 条 五. 下この とあ 第 百 六 第 十六の 項 九 項 兀 十七 \mathcal{O} 十五 るの 項及び次条か 行業 項 及び -央金庫 規 中 を行う営業をいう。 定に 九中 条の十六の八までを除き、 条 は 第百 同同 (法第九 \mathcal{O} 第 より 四 法 五. 条第 「第九十二条の五 1十七条 九 施行規則第九十七条第二項第七号の三中 \mathcal{O} 農 \equiv 十五 十五 ら第百 一第 項 林 中 条 条 に \mathcal{O} 十六の 匝 · 規 央 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 「次項第一号、 金庫 に規定する農林中 五. 十七条の十六 五. 定す 第百四十七 の 二 の二第二 うる農林 八 の二第二項各号」 電 一第二 子 を除き、 決 以下同じ。) 一項第 項 済等代行業者とみなされる電子 中 条の十六の八に 第 央 の八までにお 第百四十七条の十六の十七」 一号」 金 以下」 一号に 央金 庫 電 に対し、 と と とあるのは 庫 掲げ 子決済等代 電 新 同 子 ** \ る 行為 農林 て同じ」と、 決済等代行業者 条第二項第一 おいて同じ。 「 以 下 」 ر کر 中 行業者」 「第九十二条の (第 央金 新農林 とあるのは 百四 庫 と、 号 中 とあ 決 + 法 「第九十五条 中央金 公済等代. を営む者」と、 を Ė 施 「以下同 之 条 る 行 1 に 五. O規 1 \mathcal{O} 「第百 庫法 則第 対 十六の三に は の二第一 行業者を含 法 第 ľ 農 四 施 \mathcal{O} 百 1十七 五. 林 匹 行規 九 一項第 とあ とあ の二第 + + 中 「第百 則 規 央 七 条 五. 第 る る 定 金 条 \mathcal{O}

兀

 \mathcal{O}

庫

 \mathcal{O}

11

号

と

「第百二十

条の

五.

の二第二項各号」

とあるのは

「第百二十一条の五

の二第二項第一号」

と

新

百

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

農林 第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為 行う営業」と、 信用 及び農業協 事 中央金庫 業電子決済等代行業」 同 法施行規則第百四十七条の十六の十二第一号中 組 合連合会の 「第百二十一条の 信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。 とあ 五. るのは の二第二項に規定する特定信用 「第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為 (漁業協 同 組 「第九十二条の五の二第二項に規定する特定 合等 の信用事業等に関する命令第五十条 事業電子決済等代行業」 (農業協 とあ るの 同 は 組 を \mathcal{O} 合

三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う営業」とする。